

平成 25 年 度

八代市議会総務委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|---------------------|-----|
| 1. 6 月定例会付託案件 | 1 |
| 1. 所管事務調査 | 4 4 |

平成 2 5 年 6 月 2 0 日（木曜日）

総務委員会会議録

平成25年6月20日 木曜日

午前10時01分開議

午後 1時14分開議（実時間175分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第61号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第2号（関係分）
1. 議案第74号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分）
1. 議案第65号・専決処分の報告及びその承認について（平成24年度八代市一般会計補正予算・第11号）
1. 議案第66号・専決処分の報告及びその承認について（八代市市税条例の一部を改正する条例）
1. 議案第71号・八代市有線テレビジョン放送施設等条例の一部改正について
1. 議案第72号・八代市体育施設条例の一部改正について
1. 議案第76号・八代市一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について
1. 議案第77号・八代市長等の給料の特例に関する条例の制定について
1. 請願第1号・氷川警察署の存続を要望する意見書の提出方について
1. 所管事務調査
 - ・行財政の運営に関する諸問題の調査
 - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長 亀田 英雄 君
副委員長 成 松 由紀夫 君
委員 笹 本 サエ子 君
委員 鈴木田 幸 一 君
委員 友 枝 和 明 君

委員 野 崎 伸 也 君

委員 藤 井 次 男 君

※欠席委員

君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

総務部長	木 本 博 明 君
総務部次長	山 田 忍 君
総務部理事兼 市民税課長	松 本 秀 美 君
資産税課長	畑 中 房 一 君
市民協働部	
市民協働部次長	本 村 秀 一 君
文化まちづくり課長	和久田 敬 史 君
いきいきスポーツ課長	稲 本 俊 一 君
人財育成課長	中 勇 二 君
防災安全課長	東 坂 宰 君
企画戦略部	
情報政策課長	秋 田 壮 男 君
広報広聴課長	上 田 真 二 君

○記録担当書記

増 田 智 郁 君

（午前10時01分 開会）

○委員長（亀田英雄君） それでは、定刻となり定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第61号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第2号（関係分）

○委員長（亀田英雄君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第61号・平成25年度八代市

一般会計補正予算・第2号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、総務部から、歳入等及び歳出の第2款・総務費について説明願います。

○総務部長（木本博明君） はい、委員長。

○委員長（亀田英雄君） はい、木本総務部長。

○総務部長（木本博明君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

総務委員会に付託されました平成25年度の八代市一般会計補正予算・第2号の議案第61号と、第3号の議案第74号の歳入及び総務委員会関係分の歳出、それから、議案第65号の平成24年度一般会計補正予算・第11号に関する専決処分の報告及びその承認についてを山田総務部次長が、それからまた、教育費の市民協働部関係分を本村市民協働部次長が説明いたします。

そのほか、議案第66号の事件議案、それから議案第71号、72号、76号、77号の条例議案につきましては、各関係課長が説明いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。（「よろしく願いいたします」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） 山田総務部次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）総務部次長の山田でございます。よろしく願いいたします。それでは、座らせていただきまして説明をいたします。

○委員長（亀田英雄君） はい、どうぞ。

○総務部次長（山田 忍君） それでは、別冊となっております議案第61号です。平成25年度八代市一般会計補正予算・第2号をお願いいたします。

当総務委員会付託分について御説明いたします。

まず、1ページをお願いします。

第1条で、歳入歳出予算の補正をお願いしておりますが、歳入歳出それぞれ24億8508万9000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ543億1450万円といたしております。

次に、第2条で繰越明許費を、第3条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては4ページの表で説明いたします。

それでは、4ページをお願いします。

まず、第2表・繰越明許費では、本年度内の事業完了が見込めない事業について、繰越限度額の設定を行っております。

款5・農林水産業費、項2・林業費の緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金は、6億6600万円で、日本製紙株式会社八代工場内に木質バイオマス発電設備を新設するための整備費用などについて補助を行う同補助金総額7億5100万円のうち、平成26年度に予定されている燃料コストの支援分として、木質バイオマスの安定供給に係る原木の生産や運搬などに係る費用を補助するためでございます。

次です。第3表・地方債補正は、歳出予算の補正に伴い、地方債の限度額の追加及び変更を行うものでございます。詳しい内容は、10ページの歳入、款21・市債で説明いたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

8ページをお願いします。

款10、項1、目1、節1・地方交付税で1億1443万3000円を計上しておりますが、これが本補正予算の一般財源でございます。

次に、款12・分担金及び負担金、項1・分担金、目2・総務費分担金、節1・総務管理費分担金で1518万6000円を計上しておりますが、これは坂本町日光地区及び泉町水梨地

区に携帯電話の基地局及び伝送路の整備完了後、これらを利用して携帯電話サービスを提供するNTTドコモの事業者分担金でございます。

次に、款14・国庫支出金、項の2・国庫補助金、目2・民生費国庫補助金、節3・生活保護費補助金で176万4000円を計上しておりますが、これは本年8月から生活保護の生活扶助基準が大幅に見直されることに伴う既存システムの改修費を補助する生活保護適正実施推進事業補助金でございます。

次に、9ページになりますが、款15・県支出金、項2・県補助金、目1・総務費県補助金、節1・総務管理費補助金で6136万9000円を計上しておりますが、やつしろマルシェ生産者会が実施します、やつしろマルシェ事業の拡大に対する地域づくり夢チャレンジ推進補助金62万4000円と、坂本町日光地区及び泉町水梨地区に携帯電話の基地局及び伝送路の整備を行う携帯電話等エリア整備事業費補助金6074万5000円でございます。

次に、同項、目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金で14億8418万7000円を計上しておりますが、これは生産流通コストの低減に向けた取り組みに必要な共同施設の導入などに対する補助に対し補助する強い農業づくり交付金事業補助金で、八代地域農業協同組合などが行いますトマト、ミニトマトの低コスト耐候性ハウスの導入分13億9393万9000円や、うえなか協同組合が行いますトマトの集出荷貯蔵施設の導入分7952万3000円、また、八代地域農業協同組合が行いますキャベツ畑、ブロッコリー畑への土壌改良材としての転炉スラグの導入分1072万5000円でございます。

次に、同目、節2・林業費補助金で7億5100万円を計上しておりますが、これは日本製紙株式会社八代工場内に木質バイオマス発電設

備を新設するための整備費用などに対し補助する緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金でございます。

次に、同項、目8・教育費県補助金、節1・小学校費補助金で15万円を計上しております。これは、八竜小学校で実施します「生きる力」を育む研究指定校補助金5万円と、金剛小学校弥次分校で実施しますフッ化物洗口推進モデル校補助金10万円でございます。

次に、款15・県支出金、項3・委託金、目6・教育費委託金、節2・中学校費委託金で20万円を計上しておりますが、これは東陽中学校で実施します道德教育用郷土資料「熊本の心」活用事業委託金でございます。

続きまして、10ページをお願いします。

款19、項1、目1、節1・繰越金50万円は、本補正予算の一般財源でございますが、スポーツ振興に役立ててほしいとの一般社団法人八代弘済会からの昨年度末の寄附に伴うものでございます。

款20・諸収入、項4、目5、節9・雑入で390万円を計上しておりますが、これは宝くじの社会貢献広報事業であります自治総合センターコミュニティ助成事業助成金で、豊原中町町内会の放送設備整備分250万円と、紺屋町町内会の笠鉾猩々奉納に係る衣装整備費分140万円でございます。

最後に、款21、項1・市債、目1・総務債、節1・総務管理債で1510万円を計上しておりますが、これは坂本町日光地区及び泉町水梨地区に携帯電話の基地局及び伝送路の整備を行う携帯電話等エリア整備事業で、起債対象事業費9111万8000円から県補助金6074万5000円と分担金1518万6000円を除いた額の100%の過疎債を予定しております。

同項、目6・教育債、節2・中学校債で3730万円を計上しておりますが、これは第四中

学校体育館改築事業に伴う用地購入費で、起債対象事業費3928万5000円の95%の合併特例債を予定しております。

以上、今回補正予算の歳入合計24億8508万9000円の説明いたします。

続きまして、歳出を説明いたします。

11ページをお願いいたします。

款の2・総務費、項の1・総務管理費、目の6・情報推進費で9140万2000円を計上しておりますが、これは坂本町日光地区及び泉町水梨地区に携帯電話の基地局及び伝送路の整備を行う携帯電話等エリアサービス事業でございます。節13・委託料2301万9000円は、鉄塔施設整備工事、通信設備工事並びに伝送路工事に係る調査設計管理業務委託料2286万1000円などでございます。次に、節14・使用料及び賃借料12万6000円は伝送路の電柱共架料、次に、節15・工事請負費5783万7000円は、鉄塔施設整備工事、通信設備工事、伝送路工事に係るものでございます。次に、節17・公有財産購入費7万2000円は鉄塔施設用地購入費、次に、節18・備品購入費1024万8000円は通信設備の購入費、また節22・補償、補填及び賠償金10万円は用地購入に係る立竹木補償費でございます。なお、財源は県補助金、地方債、分担金でございます。

以上、歳出の総務費の説明いたします。

○委員長（亀田英雄君） それでは、引き続き、市民協働部から歳出の教育費について説明願います。

本村市民協働部次長。

○市民協働部次長（本村秀一君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民協働部次長の本村でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（亀田英雄君） どうぞ。

○市民協働部次長（本村秀一君） では、失礼

して、座って説明させていただきます。

それでは、引き続き、議案第61号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第2号のうちの市民協働部関係分につきまして説明させていただきます。

予算書の14、15ページをお願いいたします。

このうち、市民協働部関係分といたしまして、項7・社会教育費としまして140万円、項8・社会体育費で50万円、この2件をお願いしております。

それでは、歳出の内容について御説明いたします。

予算書の14ページをお願いします。

まず、款9・教育費、項7・社会教育費の目6・文化財保護費で140万円の補正をお願いしております。補正後の金額は1億1917万9000円となります。特定財源としましては、全額、自治総合センターコミュニティ助成事業助成金を充てております。

本事業は、助成事業の採択を受け実施するものでありまして、八代妙見祭の神幸行事の笠鉾猩々奉納に係る衣装の整備を行うもので、紺屋町町内会の伝統行事の備品購入に要する経費を補正するものでございます。

八代妙見祭は、平成23年、国指定重要無形民俗文化財に指定を受けました。今回の補正対象となる笠鉾猩々の奉納団体は紺屋町で、江戸時代から八代城下町の一つとして存在している町内で、300年ほど前から八代妙見祭に猩々と呼ばれる出し物を毎年欠かさず出し続けておられます。しかし、時代状況の変遷により、町内の少子高齢化と人口減少が進み、高価な祭り衣装の整備には多額の費用がかかるため、全ての費用を賄うのが非常に困難な状況で現在に至っております。

今回の助成を受けまして、笠鉾猩々の衣装整備を行うことにより、貴重な地域行事を後世に

守り伝えることができるものと考えるところで
ございます。

続きまして、15ページをごらんください。

項8・社会体育費、目3・社会体育施設費
で、今回50万円の補正をお願いしております。
補正後の金額は3億4967万9000円
となります。これは、本年3月末に一般社団法人八代弘済会より、スポーツ振興に役立ててほしいとの申し出があり、50万円の寄附をいただきました。寄附者の御意向をお伺いしますと、子供から高齢者まで幅広くスポーツに親しみ、大小さまざまなグループでスポーツを楽しむことができるということから、総合体育館貸し出し用具などの購入に要する経費を補正するものでございます。内容としましては、バドミントンラケットやニュースポーツ用備品などでございます。今回、平成24年度末の御寄附で、当初予算に計上できませんでしたので、本定例会に補正予算によりお願いいたすものでございます。

以上が、今回補正予算として計上いたしました内容でございます。御審議のほど、よろしく
お願いいたします。

○委員長（亀田英雄君） 以上の部分について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（鈴木田幸一君） ちょっとよかですか。

○委員長（亀田英雄君） はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） はい。笠鉾の。

○委員長（亀田英雄君） 何ページですかね。

○委員（鈴木田幸一君） 14ページですね。笠鉾の伝統、これは妙見祭の祭りのですかね。これ、ほかの町内会も恐らく、もう相当古くなっている可能性があるじゃないですか。そういったことに対しても十分に備品購入のためとか、あるいは修繕のための予算措置をしたいという前向きな姿勢は持ってるというふうに考え

ていいんですかね。

○文化まちづくり課長（和久田敬史君） 委員長。

○委員長（亀田英雄君） はい、和久田文化まちづくり課長。

○文化まちづくり課長（和久田敬史君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）文化まちづくり課の和久田でございます。

これまでも本自治総合センターコミュニティの事業で、この妙見祭の笠鉾関係、笠鉾を含めた衣装関係の整備、そういったものはお願いをしてきているところでございます。

ちなみに、平成20年度あたりからお話をさせていただけますと、平成20年度が本町の笠鉾の保存会ということで、笠鉾本蝶蕪の衣装の整備、平成22年度は宮之町の町内会、こっちは笠鉾菊慈童の衣装整備、それから永碇北町内会の奴の衣装、挟箱ほかの整備、それから平成23年度は出町の町内会の亀蛇の衣装の整備、そういった形で支援をしてきているところでございます。

今後も毎年、保存会に対しまして、笠鉾含めたところの衣装に関しましては、要望を聞きながら、次年度また、宝くじ助成関係の補助事業の申請を今後も続けていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員（鈴木田幸一君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） はい。こういった笠鉾とか衣装とかというのは、大体、同時につくり上げたものから始まって、古くなっていくというふうに私は理解しとったんですよ。で、こういうふうに年度、年度によって、こういった修繕とか補修ですね、しておくというやり方というのは、そういったやり方が順当なものなんですかね。今度、国の指定を受けたということで、非常に喜んでいるわけなんですけれども、

もう一遍にですね、こういった備品とか、いわゆる修繕する部分があるならば、一遍にするという方向はできないもんですかね。

○文化まちづくり課長（和久田敬史君） 委員長。

○委員長（亀田英雄君） 和久田課長。

○文化まちづくり課長（和久田敬史君） はい。笠鉾本体そのものの修復につきましては、ふるさと創生事業と以前ございましたが、その当時で、平成8年ぐらいだったかと思いますが、七、八年ぐらいかけて本体の修復はさせていただいて……、一度にといいますかですね、させていただいたところでございます。

衣装につきましてはですね、文化まちづくり課で記録が残っております範囲で申しますと、昭和59年ぐらいから順次、それぞれの地域ごとといいますか、その団体ごとに少しずつ修復、傷んでる部分だけ変えたりとか、修理をしたりとかいうような形でやってきているものですから、その年数に応じて、それぞれの町内会、出してらっしゃるところの傷みぐあいが変わってまいりますので、それに合わせて修理もいたしているところでございます。

以上です。

○委員（鈴木田幸一君） いいですか。

○委員長（亀田英雄君） はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） この妙見さん祭りちゅうのは、九州三大祭りと言われるほどの、非常にいい祭りちゅうか、私たちにとっては、農家の方も含めて、非常に盛り上げていかねばならぬ祭りだなんて思ってるわけなんです。そういった意味からもですね、この祭りそのものが非常に、国からも認めてもらったということもありますので、やはり、伝統と誇りというのをですね、私たちはもっともっと、こういった祭りにはつぎ込んでもいいかなと思いますので、地域の要望が出てくるのを待つんじゃなくて、こちらから出ていってもいいから、この祭りを

にぎわうようにしたいという心がけが必要かなというふうに感じておりますので、今後はですね、やはり待っておる要望じゃなくて、こちらから出ていって、少しでも、だから、長もちちゅうか、市の意気込みというのをですね、見せることも必要かなと思いますので、今のような質問しているわけなんですけれども、今後でもですね、やっぱし、今後はもう少し視点を変えて、もっと、この祭り行事に対して、市が本当に本気で取り組んでいるんだという姿勢を見せてあげたらいいかなと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○文化まちづくり課長（和久田敬史君） 委員長。

○委員長（亀田英雄君） はい、和久田課長。

○文化まちづくり課長（和久田敬史君） はい。大変ありがたいお言葉、非常にありがたいと思っております。

国の指定を受けましてから、今現在、文化まちづくり課のほうでは、国の指定を受けますと、国から補助を受けることができるようになりますので、それに基づきまして、今現在、文化まちづくり課のほうにおきまして、長期的な保存修理に関しますガイドラインというのを専門家の皆さん方を交えながら行っているところでございます。一応、今年度中に策定をしようということで、本日も午後から、その会議をするところでございます。そのガイドライン、修理計画がきちんとできたら、その計画に合わせまして、また次年度以降、国のほうに補助の申請とかしていく所存でございますので、その節は議会の皆様方の御支援をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（亀田英雄君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。済みません。今の関連です。この助成事業なんですけれども、かなり結構なメニューがですね、あると思うんですけれども、ちょっとそこら辺のメニュー、ざっと、今回は、今回補正で出されているというところでは、2つですね、事業的に上げられつつ思うとですけれども、ほかにもいろんな事業に対しての助成があると思うとですけれども、ちょっとそこら辺、御紹介いただけないですかね。わかりますか。

○委員長（亀田英雄君） はい、山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） 済みません。いろんなですね、確かにメニューがございます。今、公民館ですか、地域の公民館を助成したこともありますし、こういった各地のですね、コミュニティーの町内のほうのいろんな、以前は子供会のみこしとかですね、そういうのがありまして、防災関係とかですね、いろんな各種のですね、事業というのが当てはまるんですが、済みません、具体的に、ちょっと資料を持ってきたいないものですから、そういったのが以前にあったということで、金額にも大きいものから小さいものまで、結構、幅広く使っておりますものですから、役所の中でですね、そういった照会が来ますと、各課に依頼をしまして、その各課が今度は各組織ですね、住民団体のほうにまた照会をかけて、少しでもですね、多く取り上げるように申請をしているという状況がございます。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。今言われたように、非常に多くのメニューがあって、それによって、いろんな金額もですね、違うように、多分なってるというふうに思うんですけれども。

何を言いたいかというと、やっぱり、この貴重なですね、補助金だと思うんですよ、地域にとってはですね。こういったもの、先ほど言わ

れた公民館だったり、こういったものの整備だったりというのは、非常にですね、重要なもので、非常にありがたいものだと思うんですよ。市にとっても、もちろんありがたいものだと思うんで。

今、総務部次長言われたように、各課ですよ、もう全体的にわかってるわけなんですよ、どういった補助金があって、これは、もしかしたら、これに使えるかもしれないと、地域要望が上がっているものに使えるかもしれないというのを、多分わかってると思うんですけれども、そういったものは、やっぱり順番的に、もう並べられてるんですかね、ちゃんと、各課において。

○委員長（亀田英雄君） はい、山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） 順番があるかは、並べては、全てをですね、把握しているかどうか、ちょっとわかりませんが、毎年、各団体に照会かけております。ただ、八代市から、例えば、5つなら5つ申請を出すと、そうした場合について、3つだけしか該当しないとかですね。といいますのも、宝くじの関係の予算がもともとの出資財源になっていますんで、例の国のほうのですね、仕分けでの関係で、宝くじの事業について、いろいろとありました関係で、縮小の傾向とかあるやに聞いておりましてですね。それで、幾つも出すんですが、そのうちの何割かしかならないという現状があって、ついつい、ことし、つかなかったやつは次の年に回されているというのが現状みたいですね、なかなか厳しい状況みたいです。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。わかりました。取り組まれているという姿勢が今ちょっとわかったんで、あれなんですけれども、実際にそういうところが本当にやっておられるのかなというのをちょっと、一生懸命取り組んでやってほしい、ほかのところよりいっぱいやってきてほ

しいという思いがあって、今そういう質問をしたんですけれども。

他市の事例だったり、ほかの自治体のところというのは、どれぐらいとられているとか、そういうものはやっぱり調べてはおられないですよ、もちろん。

○委員長（亀田英雄君） 山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） 済みません。そうですね、そこまでは把握は私どもは済みません、把握しておりません。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。わかりました。よさんの仕事だというふうには思うんですけども、ただ、よそのところのですね、ちょっと調べてみるちゅうのは非常にいいことだと思うんですよ。もしかしたら、八代市でも、ああ、こやんことでも申請でくつとかとかですね、わからんところも多分、あるやもしれませんので、そういったところをですね、調べていただきながら、また地域のほうともですね、要望をちゃんと聞いていただいて、これを出していきたいとかですね、やっぱり綿密に話していただきながら、本当に貴重な財源だと思いますんで、多くとれるようにですね、ちょっと、今までどおりということじゃなくて、もう一歩ちょっと進んだような取り組みでですね、お金がいっぱい入ってくるような取り組みちゅうの、ちょっと模索していただければなというふうに思います。

○委員長（亀田英雄君） 山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい。そういったことですね、努力をしたいというふうに思います。

○委員長（亀田英雄君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。済みません。歳出のですね、携帯電話のところなんですけれども、11ページですかね。

もうかなり整備ですね、ずっと逐次してこられたというふうに思うんですけれども、まだまだ対象地域というのは残っていますでしょうか。対象地域、まだ残っていますか。

○情報政策課長（秋田壮男君） 委員長。

○委員長（亀田英雄君） 秋田情報政策課長。

○情報政策課長（秋田壮男君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）情報政策課、秋田でございます。

残っている不感地区がどのくらいあるかという御質問でしたが。

現在ですね、今年度の事業が終わりますと、残る不感地区というものが8地区になります。世帯数で62世帯、人数ですと141人がまだ不感地区として残ります。

実は、この事業実施するためには、携帯電話事業者からのサービス提供の承諾を得る必要があるんですが、本年度になりましてから、新たに坂本町の3地区につきまして同意の取りつけができましたので、平成26年度の事業実施ということで要望書を提出しております。ですので、この平成26年度事業が、国の予算も年々縮減の中でございますけども、採択された場合には、平成26年度末現在では5地区32世帯96人になるというふうに思っております。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。

済みません。単純にですね、エリアのですね、拡大というのが、民間事業者というかなですね、そこら辺のところの整備していくべきものがあつとじゃなかろうかと、事業者のですね、責任においてやっていくべきかなというふうに思うんですけれども、いろんな国のほうのです

ね、見解とかもいろいろ出とると思うんですけども、八代市としては、やっぱ、どういった方向性ちゅうか、意思持ってからやっていくという話なんですかね。やっぱ、国と同じなんですかね。

○委員長（亀田英雄君） はい、秋田課長。

○情報政策課長（秋田壮男君） はい。基本的には、委員おっしゃるとおり、民間のほうで整備していただくものというふうに考えております。

したがって、各地区のほうから要望が出ました際も、これは国庫補助の手順の中にも含まれているんですけども、まずは民間企業に対して整備してくれという要望をいたします。民間企業のほうで整備してくれと。それに対して、だめだという回答が来た後に、じゃあ、国庫補助の整備ができますかと、国庫補助で整備する場合は同意してくれますかということで投げかけていくという流れとなっております。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。まあ、流れ的なものだったと今のは思うんですけども、八代市も、国のほうがそういうふうに決めとるという話ですよ、やっぱり、見解としてですよ。やっぱり、民間がせぬと言うところに、不感地域に対しては、やっぱ自治体とか国のほうが、やっぱ手を差し伸べていくという考えですよ。そういう考えでよかったですね。

○委員長（亀田英雄君） 秋田課長。

○情報政策課長（秋田壮男君） はい。多少補足いたしますけれども、国のほうが決めてる部分も現在ではあるんですが、もともと本市のほうの取り組みとしては、まずは民間のほうで自主的にやってくださいというお願いから必ず始めます。その結果、自主的にやってもらえたケースもございます。

自主的にやってもらえないケースというの

は、やっぱり世帯数が少なくて、採算性がないと見られたケースについては、なかなか取り組んでいただけない。

また、今日的な事情といたしまして、各携帯電話会社は、今、LTEとか4Gの回線を主に大都市部を中心にですね、整備するほうに重点を置いていらっしゃるんですけど、この地方といいますか、数の少ないところでですね、採算性のないところのエリア拡大については極めて慎重になってきているという状況もございますので、現状としては、国庫補助をするという場合においてもですね、なかなか同意が得られないぐらい厳しい状況になっているということで御理解いただければと思います。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。まずは、市としては民間のほうにまずはお願いしていくという姿勢というのはわかりましたんで、一応確認の意味で質問させていただきまして、終わります。

○委員長（亀田英雄君） はい。ほかにありませんか。

○委員（笹本サエ子君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、笹本委員。

○委員（笹本サエ子君） はい。今、国も地方自治体も、民間主体と。確かに、採算性のことがね、ありますから、民間としては採算がとれないとこにはね、なかなか設置ということになっていかないと思うんですね。

で、そういうときに、地方自治体の役割はどこにあるんだということをね、しっかり肝に銘じてというかな、やはり山間部で人口の少ないところ、採算の合わないところ、そういうところは民間はなかなかつくらないと思うんですよ。そういうときに、地方自治体の果たす役割というのがあると思うんですけど、そこをね、しっかり押さえて進めていただきたいと思います。でなければ、地域格差が出てくるというこ

とですね。ここがやっぱり大事なところだと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。要望です。

○委員長（亀田英雄君） 質疑ですので、答えがありますか。

秋田課長。

○情報政策課長（秋田壮男君） はい。御要望ありがとうございます。私どもも、要望が出てくる地域についてはですね、できるだけ早期に実現するよにということ取り組んでおりますが、今回、要望があったにもかかわらず、また、平成23年の請願第2号ということで出ておりました泉町の地区につきましては、今回、2年がかりになってしまいまして、大変長い時間ですね、お待たせすることになりました。必ず、要望が出て、すぐすぐできるという事業でもございませんが、できるだけですね、地元の皆様方が御迷惑かからないように、また、その利便性がですね、ほかの地域との格差が起きないようにということで、今後も取り組んでまいりたいと思います。（委員笹本サエ子君「よろしくお願いします」と呼ぶ）

○委員長（亀田英雄君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。済みません。歳入のところでですね、弘済会のほうから寄附金ということで50万というようにところだったかと思うとですけども、済みません、ページがちょっとわかりませんが、よかですかね、お聞きしても、大丈夫ですか。よろしいですか。

○委員長（亀田英雄君） はい、よかです。

○委員（野崎伸也君） はい。そこなんですけれども、これは毎年、多分いただいてるのかなというふうに思うんですが、これは何か、24年度中のあれに間に合わなかったんで、当初予算には入れられなかったという話なんですけれ

ども、何か弘済会さんのほうで何か決算とか、そういった関係の何かがあるんですかね。

○委員長（亀田英雄君） 山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい。この寄附金につきましては、実は、弘済会、今、八代弘済会と言っていますけども、以前、八代市弘済会ということで、その際は、いわゆる社団法人ですか、それが法人の法人法といいますか、公益法人とか、そういうのが改革がありまして、公益法人になるか、通常の一般法人になるかというようなところで、弘済会につきましては一般の社団法人というようにことを昨年、24年度だったと思うんですが、に移行するというところで、その際の移行の変更認可というんですかね、変更認可を受けるときに、そのときに、いわゆる剰余金といいますか、剰余金の実があったということで、それを県のほうに変更認可を出すときに事業計画としまして、年に50万円、八代市のほうに寄附をしていくというようにことで、そういったところで毎年ですね、毎年、数十年間続けるというようにところで、そういった変更認可をもらったということです。

そこで、そのことで寄附が、本来であれば24年度ですので、24年度の早い時期になれば24年度の補正予算に間に合わせるところなんですけど、実は、3月29日ですね、実は平成24年度は3月30、31が土日で休みだったものですから、29日、たしか、ぎりぎりだったと思うんですけども、もう直前になって持ってこられたもんだから、こっちもばたばたして受けをですね、やったというのが現状で、24年度受けて、それを向こうのほうの意向は、ことは少年スポーツに使ってほしいなというように要望がありましたものですから、それを受けて、スポーツの課のほうとですね、で受けたということで、そういったスポーツの用品関係が主になったんですが、25年度につきましては、八代弘済会のほうでは、そちらのほうの寄

附ですね、を早目にしましょうという口約束はいただいているところではございます。

○委員長（亀田英雄君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。弘済会さんのほうが、今までの流れですたいね。今の流れを聞いたときに、寄附というのとは、ちょっと趣旨がちょっと違うのかなと。何というんですかね、寄附というと、やっぱり善意ちゅうかですね、やりたい。何か今の話からいけば、何というんですか、そっちに移行するための規約じゃないですが、システムの中で、そういったことをしなければいけないからやってるんですというふうな話に、ちょっと聞こえたですけども、実際、そうなったときに、本来、弘済会さんのほうがですね、善意で、善意の気持ちはあられるだろうと思うんですけども、実際、経営とかに関してですたい、やっぱり、ちょっと圧迫する部分がなかっただろうかなというふうに、ちょっと思うわけなんですよね。そこら辺の剰余金が出たときちゅう話で理解してよかですか。

○委員長（亀田英雄君） 山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい。八代弘済会から、私どもでお聞きしておりますのは、その変更認可を申請するときに、数千万円お金があったと。済みません、金額はちょっとあれですけども、数千万お金があったということ、それは勝手に使えないと、自由に使ったらだめですよということで、県との、認可をおりするときの何か、そういう話し合いがありまして、その分を50万、毎年、数十年使いなさい、それだけにしか、八代市の寄附として使いなさいということでの条件ということで、それはあくまで、その設立するときの数千万のお金ですので、今後のことはまた別ということですね、そのときの条件みたいな、済みません、言い方悪いんですが、私は条件かなというふうに思ってるんですが。

○委員長（亀田英雄君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） わかりました。私も、条件かな、条件なんだろうなと思ってですね。非常に、いただいてありがたいもんなんですけども、そうですね、余り圧迫とかですね、そういうものないというのであればですね、ありがたくいただければというふうに思いますんで、今後とも弘済会さんのほうともですね、お話しさせていただきながら、まあ、当初予算間に合うようにですね、いただければありがたいかなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） はい。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。いいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） なければ、これより採決いたします。

議案第61号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第2号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（亀田英雄君） はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第74号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分）

○委員長（亀田英雄君） 次に、議案第74号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

○総務部次長（山田 忍君） 委員長。

○委員長（亀田英雄君） 山田総務部次長。

○総務部次長（山田 忍君） それでは、引き続き、座わりまして説明をいたします。

今度は、こちらです。別冊となっております議案第74号です。平成25年度八代市一般会計補正予算・第3号をお願いいたします。総務委員会付託分について御説明いたします。

まず、1ページをお願いします。

○委員長（亀田英雄君） いいですか。（「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり）

○総務部次長（山田 忍君） 1ページをお願いします。

まず、第1条で歳入歳出予算の補正をお願いしておりますが、歳入歳出それぞれ3億3523万3000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ546億4973万3000円といたしております。

次に、第2条で繰越明許費の補正を、第3条で債務負担行為の補正を、第4条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては3ページの表で説明をいたします。

それでは、3ページをお願いします。

第2表・繰越明許費補正では、本年度内の事業完了が見込めない事業について、繰越限度額の設定の変更を行っております。

款5・農林水産業費、項2・林業費の緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金6億6600万円の繰越限度額を1億1000万円増加し、7億7600万円としております。これは、日本製紙株式会社八代工場内に木質バイオマス発電設備を新設するための整備費用などについて補助を行う事業で、さらに、株式会社南栄が行う木材チップ加工施設整備費が増額されましたが、本年度内の事業完了が困難なことから、繰越限度額の増額変更をするものでございます。

次です。第3表・債務負担行為補正では、債務負担行為の追加を行っております。南部幹線

の南川橋梁上部工建設工事のうち、P1橋脚からP5橋脚間は一連の工事であることから、今回、期間を平成26年度までとし、限度額3億3850万円の債務負担行為を設定しております。

第4表・地方債補正は、歳出予算の補正に伴い、地方債の限度額の変更を行うものでございます。詳しい内容は、8ページの歳入、款21・市債で説明いたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

7ページをお願いいたします。

款10、項1、目1、節1・地方交付税で451万5000円を計上しておりますが、これが本補正予算の一般財源でございます。

次に、款14・国庫支出金、項2・国庫補助金、目5・土木費国庫補助金、節1・道路橋梁費補助金で3393万5000円を計上しております。竜西幹1号線改良事業で、事業費1174万8000円の増額内示に対する10分の5.5の国庫補助金646万1000円の増、南北アクセス線改良事業で、事業費1945万2000円の増額内示に対する10分の5.5の国庫補助金1069万9000円の増、東西アクセス線改良事業で、事業費1000万円の増額内示に対する10分の5.5の国庫補助金550万円の増、野津橋小路長溝線改良事業で、事業費2000万円の増額内示に対する10分の5.5の国庫補助金1100万円の増、次に、橋梁長寿命化修繕事業大平橋補修工事で、事業費50万円の増額内示に対する10分の5.5の国庫補助金27万5000円の増でございます。同目、節2・都市計画費補助金6445万円を計上してございまして、南部幹線道路整備事業で事業費1億720万円の増額内示に対する10分の5.5の国庫補助金5895万円の増、北部幹線道路整備事業で事業費100

0万円の増額内示に対する10分の5.5の国庫補助金550万円の増でございます。

次に、款15・県支出金、項2・県補助金、目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金で4633万3000円を計上しております。まず、八代地域木質バイオマス利活用協議会への補助に対する木質バイオマス等エネルギー対策事業補助金116万円、次に、8ページになりますが、八代地域農業協同組合の低コスト耐候性ハウスの導入に対する施設園芸緊急再生対策事業補助金2717万円、また、八代地域農業協同組合の谷自動換気施設導入などに対するくまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金1800万3000円でございます。次に、同目、節2・林業費補助金で1億1000万円を計上しておりますが、これは日本製紙株式会社八代工場内に木質バイオマス発電設備を新設するための整備費用などに対し補助する緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金におきまして、さらに株式会社南栄が行う木材チップ加工施設整備費が増額されたものでございます。

最後に、款21、項1・市債、目4・土木債、節1・道路橋梁債で2590万円を計上しております。竜西幹1号線改良事業で、事業費1174万8000円の増額内示から国庫補助金646万1000円を除いた額の90%の470万、また、南北アクセス線改良事業で、事業費1945万2000円の増額内示から国庫補助金1069万9000円を除いた額の95%相当の860万円、次に、東西アクセス線改良事業で、事業費1000万円の増額内示から国庫補助金550万円を除いた額の95%相当の430万円、また、野津橋小路長溝線改良事業で、事業費2000万円の増額内示から国庫補助金1100万円を除いた額の90%の810万円、橋梁長寿命化修繕事業で、事業費50万円の増額内示から国庫補助金27万5000円を除いた額の90%の20万円でございます。

す。次に、同目、節4・都市計画債で5010万円を計上しております。南部幹線道路整備事業で、事業費1億720万円の増額内示から国庫補助金5895万円を除いた額の95%の4580万円、また、北部幹線道路整備事業で、事業費1000万円の増額内示から国庫補助金550万円を除いた額の95%相当の430万円でございます。

以上、平成25年度八代市一般会計補正予算・第3号の歳入合計3億3523万3000円の説明といたしますが、当委員会関係の歳出はございません。

これで、総務委員会付託分の説明といたします。御審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（亀田英雄君） はい。以上の部分について質疑を行います。質疑をお願いいたします。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） はい。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） なければ、これで採決いたします。

議案第74号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（亀田英雄君） はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

御苦労さまでした。

◎議案第65号・専決処分の報告及びその承認について（平成24年度八代市一般会計補正予算・第11号）

○委員長（亀田英雄君） 次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第65号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第11号に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○総務部次長（山田 忍君） 委員長。

○委員長（亀田英雄君） はい、山田総務部次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい。それでは、引き続き、座らせていただきまして説明をいたします。

○委員長（亀田英雄君） はい、お願いします。

○総務部次長（山田 忍君） それでは、こちらです。議案書の5ページ、こちらの厚い冊子の議案書の5ページをお願いいたします。

議案第65号です。専決処分の報告及びその承認についてでございます。

内容は、平成24年度八代市一般会計補正予算・第11号で、平成25年3月定例会後に、起債の調整などから平成25年3月29日、緊急に専決処分を行ったものでございます。

それでは、9ページをお願いします。横向きです。

第1条は、歳入予算の補正でございますが、歳入の調整のみを行っております。

また、第2条で繰越明許費の補正を、第3条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては、10ページ、11ページの表で説明いたします。

それでは、10ページをお願いいたします。

第2表・繰越明許費補正でございますが、款7・土木費、項5・都市計画費で、年度内の事業完了が見込めなくなった事業について繰越限度額の追加設定を行いました。

まず、北部幹線道路整備事業の2528万1000円は、地権者との交渉が難航しておりま

したが、年度末間近になりまして契約できる状況となり、その後の土地の移転登記後の本工事まで含めると年度内の完了が困難になったためでございます。

また、市内一円都市下水路整備事業の855万6000円は、西宮町排水路改良事業において、排水路に係る道路復旧工事を行うため掘削を行ったところ、隣家の塀に支障を来す事態が発生し、その対応に不測の日数を要し、年度内の完了が困難になったためでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

第3表・地方債補正でございますが、地方交付税での措置割合が低い事業の借り入れを一部取りやめて、地方交付税での措置割合が高い事業の借り入れを増額するなど調整を図ったことに伴い、地方債の限度額の変更を行ったものでございます。詳しい内容は、14ページの歳入、款21で説明いたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

14ページの歳入をお願いいたします。

款21、項1・市債、目1・総務債、節1・総務管理債で2660万円の増額補正をしております。これは臨時財政対策債ですが、地方の一般財源の不足を補うために特例として発行される地方債であり、後年度、起債償還額の100%が地方交付税で措置されますが、当初見込みより借り入れることができるようになったことにより増額を行ったものでございます。

同項、目4・土木債、節1・道路橋梁債で5060万円の減額補正をしております。これは、地方交付税措置のない市内一円道路整備事業の借り入れの一部を取りやめることとしたための減額でございます。また、同目、節4・都市計画債で2400万円の増額をしております。これは、北部幹線道路整備事業の事業進捗に伴い借入額を増額したものでございます。

以上が今回補正の歳入の説明でございます。

なお、歳出のほうはございませんので、これで専決処分いたしました平成24年度八代市一般会計補正予算・第11号の説明といたします。御審議、よろしくお願いいたします。

○委員長（亀田英雄君） 以上の部分について質疑を行います。質疑をお願いいたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） なければ、これより採決します。

議案第65号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第11号に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（亀田英雄君） はい。挙手全員と認め、本案は承認されました。（「ありがとうございます」「お疲れさまでした」呼ぶ者あり）

◎議案第66号・専決処分の報告及びその承認について（八代市市税条例の一部を改正する条例）

○委員長（亀田英雄君） 次に、議案第66号・八代市市税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

松本市民税課長。

○総務部理事兼市民税課長（松本秀美君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民税課の松本です。よろしくお願いいたします。座らせていただいて説明したいと思います。

○委員長（亀田英雄君） どうぞ。

○総務部理事兼市民税課長（松本秀美君） 議案書の17ページをお願いします。

議案第66号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

次の18ページが専決処分書であり、19ページから23ページまでは改正条文を記載しております。

内容につきましては、お手元の、右上に議案第66号関係資料と記載していますものに基づき説明したいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

専決理由は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されまして、平成25年4月1日からの施行となりましたことから、八代市市税条例においても必要な改正を行いまして、専決処分を行ったものでございます。

改正内容につきまして、資産税に関するものは畑中資産税課長が、その他については私のほうで説明いたします。

それでは、まず、延滞金の割合等の特例に関するものでございます。

これは、国税の見直しに合わせて改めるものでございます。

内容は、現在の低い貸出金利の状況を踏まえて、納税者の負担を軽減する観点から、延滞金、還付加算金等について引き下げを行うものでございます。

現行の本則14.6%部分が9.3%となり、4.3%部分が3.0%となる予定でございます。還付加算金も同様に、4.3%が2.0%に引き下げとなる予定でございます。

次に、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除でございます。これは、通称、住宅ローン控除と言っております。改正部分は、適用期限の延長と控除額を拡充するものでございます。

内容は、消費税率引き上げに伴う住宅取得対

策として、住宅取引価格が高額なことから、消費税率の引き上げの前後に駆け込み需要とその反動が予測されます。このため、税負担を緩和する意味で、必要な措置として改正されたものです。

現行の25年12月末までを26年3月末まで延長し、以後、26年4月1日から29年12月31日までの入居者については、所得税から控除しきれなかった金額を最高13万6500円まで個人住民税から控除するものでございます。

以上で、私の担当部分の説明を終わります。

○資産税課長（畑中房一君） はい、委員長。

○委員長（亀田英雄君） 畑中資産税課長。

○資産税課長（畑中房一君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）資産税課の畑中です。よろしくお願いします。

条例の一部改正、資産税課分について説明します。座っての説明をお許しいただきたいと思います。

○委員長（亀田英雄君） どうぞ。

○資産税課長（畑中房一君） それでは、引き続き、1枚ものの総務委員会資料に基づきまして御説明申し上げます。

資料の裏面、2ページをごらんください。

3. 資産税に関するものですが、今回の条例改正については、本市に直接該当する独立行政法人森林総合研究所が行う事業はございません。地方税法の一部改正による全国の市町村税条例の一部改正でございます。

（1）固定資産税の納税義務者等についての改正でございます。

八代市市税条例第54条第5項では、独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業の施行に伴い指定された仮換地等を所有者とみなして課税する納税義務者等の特例措置について、当該事業が全て完了し、廃止されたことにより、

関係する条文の整理を行うものでございます。

また、特別土地保有税の納税義務者等の第131条第4項につきましても、上記と同様の理由によるものでございます。

資産税に関しましては、平成25年4月1日からの施行となっております。

以上で、市税条例の一部改正の説明を終わらせていただきます。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○委員長（亀田英雄君） 以上の部分について質疑を行います。質疑をお願いいたします。

○委員（笹本サエ子君） はい、委員長。

○委員長（亀田英雄君） 笹本委員。

○委員（笹本サエ子君） はい。市税全般に関するものとして、延滞金の利率の見直しがここに書いてありますけど、これは本当によかったなと思うんですが、例えば、国保税の滞納があると、今までサラ金並みのというか、14.6%かかってたんですね。それが今回、9.3%に引き下げられるということでしょうか。（市民税課長松本秀美君「はい、そのとおりでございます」と呼ぶ）

○委員長（亀田英雄君） 松本市民税課長。

○総務部理事兼市民税課長（松本秀美君） はい。確かに、今までずっと消費者金融並みの高金利だということで、随分、国のほうも、いろいろ考えていらっしゃったみたいなんですけど、余りにも高いということで、下げられたというふうに聞いております。

以上でございます。

○委員長（亀田英雄君） 笹本委員。

○委員（笹本サエ子君） ありがとうございます。大変、もう遅かったと思いますけど、よかったなと思います。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） ほかにありませんか。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。意見として賜っておきます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） なければ、これで採決します。

議案第66号・八代市市税条例の一部を改正する条例に係る専決処分報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（亀田英雄君） はい。挙手全員と認め、本案は承認されました。（「ありがとうございました」「お疲れでした」と呼ぶ者あり）

◎議案第71号・八代市有線テレビジョン放送施設等条例の一部改正について

○委員長（亀田英雄君） 次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第71号・八代市有線テレビジョン放送施設等条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○広報広聴課長（上田真二君） 委員長。

○委員長（亀田英雄君） 上田広報広聴課長。

○広報広聴課長（上田真二君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）広報広聴課、上田でございます。

議案第71号・八代市有線テレビジョン放送施設等条例の一部改正について説明いたします。恐れ入りますが、座らせていただいて説明いたします。

○委員長（亀田英雄君） どうぞ。

○広報広聴課長（上田真二君） 議案書のほうは39ページからになりますけれども、別途お配りいたしております資料に沿って説明をさせていただきます。こちらの資料になります。3枚つづつあるかと思います。

有線テレビジョン、いわゆるケーブルテレビのCS番組放送の変更につきましては、5月8日の総務委員会で説明をさせていただきましたが、改めて、放送変更の要点を説明させていただき、あわせて今回の条例改正の要点を説明させていただきます。

まず、放送変更の要点でございますが、

（1）市ケーブルテレビのCS番組放送は、現在、衛星から受信している電波が平成26年4月中止になるため、平成26年度からは市内の民間ケーブルテレビ事業者からの番組供給で放送する方法に変更いたします。

（2）アナログ放送からデジタル放送に変わるため、CS番組を受信するためには、加入者のテレビに専用のチューナー（セットトップボックス）を接続する必要があります。

（3）市内民間ケーブルテレビ事業者の放送施設との光ケーブル接続や、設置が必要になる専用チューナーなど、新たな費用が必要になるため、来年度から料金を改定いたします。

（4）CS番組を視聴しない加入者に配慮し、来年度からCS番組は任意加入といたします。

以上が、今回の放送変更の主な内容でございます。

次に、今回の放送変更に伴います条例改正の要点でございますが、まず、（1）定義の変更、新たに必要となります専用チューナーのセットトップボックスについて定義いたします。

（2）経費負担の追加、セットトップボックスの有償貸与を追加いたします。

（3）機器の取り扱い、加入者が取り扱います機器にセットトップボックスを追加いたします。

そして、（4）利用料の変更、CS番組を切り離しますので、テレビの利用料金を2つに分けます。CS番組以外の料金を基本利用料金として、300円値下げいたします。ただし、減免世帯は据え置きといたします。CS番組の料

金を追加利用料金として、月額９５０円といたします。

以上が、条例改正の主な内容でございます。

それでは、具体的な条例改正の内容につきまして、次の２ページと３ページの条例新旧対照表で御説明いたします。

２ページをお願いいたします。

右側が現行、左側が改正案でございます。

まず、第２条（定義）の中で、第１４号に、現行ではホームターミナル及びコンバータの定義を掲載しておりますが、ホームターミナルとコンバータは不要となりますので、削除し、改正案のほうで、同じ第１４号に、加入者がＣＳ番組を受信するための受信機、セットトップボックスを定義いたします。

次に、第７条（経費負担）の第２号、音声告知端末機云々は、市が１加入者につき１台、加入者に無償貸与するものの中に、現行ではホームターミナル及びコンバータがありますが、不要となりますので、これを削除いたします。また、改正案の第３号は、新たに、セットトップボックスは、市が加入者に有償貸与するものとする、といたします。これに伴いまして、現行の第３号は改正案の第４号に、現行の第４号は改正案の第５号に変更いたします。

次に、第１１条（施設の管理）の第３号、加入者が借り受け、細心の注意を持って取り扱うものとして、セットトップボックスを追加いたします。

次に、第１２条（宅内施設等の利用休止、移設又は撤去）の第３項、利用の休止及び撤去する場合、附属品を含めて市に返却しなければならないものにセットトップボックスを追加いたします。

次に、第２０条（施設の保全）の第４項の後半の部分になりますが、改造する等の行為をしてはならないものとしてセットトップボックスを追加いたします。

次に、別表第３の変更です。

第９条、利用料関係の表になりますが、まず、表をケーブルテレビ利用料とインターネット利用料の表に分けます。ケーブルテレビ利用料では、ＣＳ番組を切り離しますので、基本利用料金と追加利用料金を設けます。基本利用料金は、ＣＳ番組以外の地上波と自主番組の料金で、現在、ＣＳ番組料としてかかっております費用３００円を現行の料金から減額いたします。そして、ＣＳ番組の分が追加利用料金となります。ＣＳ番組を視聴する場合は、専用チューナーのセットトップボックスが必要になりますので、セットトップボックス１台につき９５０円といたします。

次に、インターネット利用料の表でございますが、インターネット利用料の金額は、今回変更いたしませんけれども、追加利用料金が記載されておりませんでしたので、今回の改正にあわせて記載させていただきます。

最後に、別表第４の変更になります。第１０条関係、利用料の減免の表でございます。

今回の改正で、減免の基準となりますケーブルテレビ利用料金が１５００円から１２００円に変わりますので、減免後の金額が変わらないように、改正後の減免額を現行より３００円減額して調整いたします。

説明は以上でございます。御審議、よろしくをお願いいたします。

○委員長（亀田英雄君） 以上の部分について質疑を行います。質疑をお願いいたします。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） なければ、これで採

決します。

議案第71号・八代市有線テレビジョン放送施設等条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(亀田英雄君) はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

はい、お疲れさまでした。

◎議案第72号・八代市体育施設条例の一部改正について

○委員長(亀田英雄君) 次に、議案第72号・八代市体育施設条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○いきいきスポーツ課長(稲本俊一君) はい。

○委員長(亀田英雄君) はい、稲本いきいきスポーツ課長。

○いきいきスポーツ課長(稲本俊一君) はい。おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) いきいきスポーツ課長の稲本です。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第72号の八代市体育施設条例の一部改正について御説明をさせていただきます。座らせて、説明させていただきます。

○委員長(亀田英雄君) どうぞ。

○いきいきスポーツ課長(稲本俊一君) まず、議案書の43ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正理由ですけれども、八代市体育施設の管理を指定管理者に行わせるための規定を設けるとともに、各施設の休場日及び休館日を条例で定めるに当たり条例の改正をするものでございます。

それでは、別紙でお配りしております新旧対照表で御説明をさせていただきたいと思います。お手元のほうに別紙でお配りしております

新旧対照表はございますでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

まず、地方自治法第244条の2第4項の規定によりまして、指定管理者が行う管理の基準についての基本的な条件、休館日、開館時間等を条例で定めることとなっていることから、これまで規則の中で定めておりました休館日、開館時間の取り扱い等について条例に定めるものでございます。

したがいまして、1ページになりますが、これまで八代市体育施設条例施行規則で定めておりました休場日及び休館日、利用時間、利用期間の制限を条例の第3条から第5条までに加え、あわせて、3ページになりますけれども、3ページから5ページにありますように、別表第1、休場日・休館日、別表第2、利用時間をそれぞれ加えるものでございます。

なお、休場日、休館日、利用時間につきましては、これまでと同様の取り扱いでございますので、変更はいたしておりません。

次に、2ページをお願いいたします。

指定管理者制度の導入に伴いまして、第13条に指定管理者による管理、3ページになりますが、第14条に指定管理者の業務、第15条に利用料金制を加えるものでございます。

また、そのほかに、体育施設(設備を含む。以下同じ。)の表現を体育施設の施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の表現に改めるものでございます。

以上、説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長(亀田英雄君) はい。以上の部分について質疑を行います。質疑をお願いします。

野崎委員。

○委員(野崎伸也君) はい。条例の関係についてはですね、ちょっと、まあ、わかるんですけども、これ、指定管理者にいつからされるのですか。募集。

○委員長（亀田英雄君） 稲本課長。

○いきいきスポーツ課長（稲本俊一君） はい。今の予定でいけば、平成26年度からの予定をしております。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。26年度からということなんですけども、体育施設というのは、この別表のほうにもですね、3ページから4ページということで、非常に多くの、5ページまでですか、非常に多くの部分があつとですけども、これは何ですか、どういったぐあいに指定管理させるんですかね。例えばですよ、区切りをこういうふうに分けてやるのかというようなところをちょっとお伺いしたいんですけれども。

○委員長（亀田英雄君） 稲本課長。

○いきいきスポーツ課長（稲本俊一君） はい。今のところですね、体育施設、市内で25施設、それと市内の小中学校の夜間照明とか含めまして20施設ございます。

今回、うちのほうで考えているのは、総合体育館、それと市民プール、弓道場、武道館、相撲場、市民球場、スポーツ・コミュニティ広場、球技場の旧八代市にある8施設を今回導入しようかというふうに考えているところでございます。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。わかりました。

その指定管理、体育施設の指定管理のところ、で1つ懸念するところがですよ、やっぱりプールの関係だと思つとですよ。 （いきいきスポーツ課長稲本俊一君「はい」と呼ぶ）

以前、どこかですね、自治体のほうで指定管理出したところで事故があつたとかというですね、あつたんですけれども、そういった部分についての対応というのはどういうふうを考えられとつとですかね。

○委員長（亀田英雄君） 稲本課長。

○いきいきスポーツ課長（稲本俊一君） はい。今回、プールに関しましては指定管理者の導入計画にしておりますけれども、プールの監視業務に関しましては、警備業法に基づいて、警備のほうで夏休みの期間、警備のほうをしていただく予定でございまして、既に今年度に関しましては警備員のほうをもう契約しております。

で、そのあたりの責任関係につきましても、指定管理者のほうで、ある程度、そういう事故がないような徹底、教育指導もしていただくような形でおります。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。プールのほうは、今年度も警備員さんのほう、お願いしているという話ですよ。 （いきいきスポーツ課長稲本俊一君「はい」と呼ぶ） 26年度から指定管理者ということですが、今は直で八代市がそこをお願いしているという話でしょう。今度から、26年度からは指定管理者がそこにまたお願いするという話ですか。じゃなくて、市がそこに関与する話ですか。

○いきいきスポーツ課長（稲本俊一君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 稲本課長。

○いきいきスポーツ課長（稲本俊一君） はい。今現在、プールのほうは市のほうで直営で行っております。で、今後、指定管理者導入した場合には、指定管理者のほうがそのあたり、事故がないようなところで警備会社のほうにとか、そのあたり、業務委託なりするかというふうに考えております。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。今の話だと、指定管理者に、市のほうが直営なのを指定管理者にお願いするということですよ。 （いきいきスポーツ課長稲本俊一君「はい」と呼ぶ） その

後、指定管理者が、またさらに丸投げ、丸投げじゃない、下請としてやるという話ですよ。そういう話でしょう。

○いきいきスポーツ課長（稲本俊一君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 稲本課長。

○いきいきスポーツ課長（稲本俊一君） はい。丸投げという形じゃなくて、そのあたり、指定管理者のほうがどういう判断されるかわかりませんが、ある程度……。〈委員野崎伸也君「下請、下請でさすってという話じゃなかった……」と呼ぶ〉下請というか、そういう警備業法に基づいてプール監視のほうは行わなくちゃいけませんので、そのあたり専門的な部分に関しましては、指定管理者のほうは、例えば、機械の警備とか、植栽とか、そういうのも含まれてきますので、そういうのも専門の業者のほうに委託するような形になりますので、今回、指定管理者導入した場合にプールのそういう監視業務も、ある程度、専門的な部分の業者のほうに委託するような形になるかと思います。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。八代市の条例です、公の施設、指定管理者についての、多分、条例というかですね、決まりがあつと思うんですけど、いわゆる交わしているものがあつと思うんですけど、その中に、ちょっと私も見たことなかけん、わからぬんですけど、八代市がですよ、指定管理者に業務を委託するというようなことの条例が多分あつと思うんですよ。できるというのが。その後に、委託、指定管理者を受けた業者というのが、またさらに下請に、その業務をさせることができるかっていう、本当はそこ、私はだめだと思うんですよ。やっぱり、一回受けた指定管理者というのが責任持って、そこでちゃんときちんと、市との1対1の関係でやらぬばいかぬと思うんですけど、さらに、そこから下請にや

るというのは、私はちょっといかなもんかと。実際、そこの、ほかの自治体であったプールの管理の関係で事故があったところについては、そういった案件があったけんが、そういった事故が起きたというのがあったものですから、そういったところをちょっと心配して聞いているんですけども、そういったところの契約の関係というのは大丈夫ですか。条例の関係については。あるんですかね、ちゃんと。

○いきいきスポーツ課長（稲本俊一君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 稲本課長。

○いきいきスポーツ課長（稲本俊一君） はい。済みません。ちょっと、そのあたりですね、公の施設の指定管理制度に関するガイドラインというのが定めております。その中で、そういう特殊な部分に関しては、そういう再度委託、業務委託をすることができるというようなところで定めてありますので。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。八代市もそれに準じているということによろしいんですかね。

（いきいきスポーツ課長稲本俊一君「はい」と呼ぶ）ああ。わかりました。

先ほど言ったように、よその関係で事故が起きたというところではですね、そういった指定管理者がまたさらに丸投げしてやった部分で事故が起きたと、不備な点が出てですね、そういったことがあったというようなことがありましたんで、そういったことがないように、細心の注意を払いながらやっていただきたいというのが一つあります。

で、実際ですね、今度、8施設ですよ、やるという話なんですけれども、これを受けられるような、公募してみらぬとわからぬと思うんですけども、どういったところが来そうですか、指定管理として。応募しそうですか。

○いきいきスポーツ課長（稲本俊一君） は

い。

○委員長（亀田英雄君） 稲本課長。

○いきいきスポーツ課長（稲本俊一君） はい。指定管理導入に関しましては、原則、公募というふうな形になっております。

公募した場合に、例えば、当然、体育施設の管理部分もございますので、そういう管理業務を扱っている業者さんとか、あとスポーツに携わっている、いろんなスポーツの振興に携わっている組織、団体とか、いろんなところで応募があるのかなというふうに考えております。

当然、施設の管理運営というところにございますので、施設の管理運営に携わっている業者さん、それと、そのほか体育、スポーツに関する、そういう事業を行っている団体、そういうところも応募してくるのかなというふうに考えておるところでございます。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。例えばですよ、そういったことで言えば、スポーツジム関係のところとかというの、もちろん入ってくるんだろうなというふうに思うんですけども、ただ、今回、体育施設というのを指定管理者に出すという中で、メリットというところはこういった部分が出てくるかというふうに思っておりますか。

○委員長（亀田英雄君） 稲本課長。

○いきいきスポーツ課長（稲本俊一君） はい。今回、体育施設をですね、導入する、指定管理者制度を導入するに当たりまして、特に体育施設ということで、競技スポーツの多様化と利用者のニーズに適応した施設運営が特に求められているのかなというふうに考えております。

これまで市のほうで直営で管理運営していましたが、民間のほうにですね、委託することで、多様なニーズに対応した事業実施とか、これまで以上によりきめ細かな利用者のサービス

の向上につながりまして、スポーツの普及促進が図られるというふうに考えているところでございます。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。財政の関係の話は全然出てこなかったんですけども、今言われたように、財政の関係は置いておいてという話なんですけど、今、直営でやっているの、それ以上にですね、やっぱり利用者の方々に対してメリットが出るような、本当にですね、そういった部分があればですね、非常に賛成できるかなというふうに思うんですけども、なかなかですね、難しい部分があるかと思えますけれども、他自治体の関係はもう既にですね、いろんなところでやられている部分ありますんで、非常に大きなですね、ところで、スポーツクラブとかやっている（聴取不能）がやっている、運営していただいているとかというのはあって、非常にいい方向にいつているとかいうところもありますんで、そういったところも見ながら、研究されて、やっていただければなというふうに思います。

○委員長（亀田英雄君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい、委員長。

関連です。今、野崎委員が言われている部分も、私もちょっと、同じような意見なんですけど、よくわからぬけん、ちょっと教えてください。

さっき言われたように、プールでですね、例えば、指定管理者に出して、指定管理者がまた丸投げというか、して、事故が起きたと。かわいそうなことに子供さんが犠牲になったと。その場合は、どこが責任とるんですか。

○いきいきスポーツ課長（稲本俊一君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 稲本課長。

○いきいきスポーツ課長（稲本俊一君） はい。当然、市の施設でございますので、市の施

設に不備があった場合には、市のほうが当然、責任を負わぬといかぬと思います。

で、指定管理者の募集の中で、指定管理者のほうも市と同等の保険を加入するというようなところの条件がございますので、万が一、そういう事故があった場合には、指定管理者のほうの落ち度であれば、指定管理者のほうの、そういう保険を掛けている、その責任のところになってくるかというふうに思います。

当然、市のほうの施設でございますので、最終的な市のほうの過失があればですね、市が補償をしなくちゃいけないのかなというふうに考えております。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 多分、そこがですよ、逆に二重になってきて、それはおたく、それはおたくみたいな水かけ論みたいなことになって、遺族というか、その家族の方々が納得いくような形に何かならぬ、余計複雑になっていきはせぬかなという懸念があつとですよ。その心配が1つ。

それと、あと、例えば、プールに限らず、武道館であつたり、体育館、相撲場も含めてですけども、そういうときも指定管理者がおつて、競技団体が入つて、大きなけがをしたり、後遺症が残るようなことというのは、常にやっぱりスポーツ、武道にはつきまといますからですね。そういうところで、やっぱ、常にどこの体育施設の現場でも、そこは考えとかないかぬと思うわけですよ。その指定管理者がどこまでのラインでちゃんとやるのか。それと、やっぱり市の施設である部分で、市も絶対逃げられんところもあつと思うとですよ。

だから、そこら辺ももうちょっと、きちんとされぬといかぬとじゃなかかなという部分と、その指定管理者も公募せぬと、どこが来っかわからぬというところも、わかりますし、課長が

言われぬとするところは、八代、多かですよ、ね、体育施設でも、ちょっと抱え込み過ぎとる、商工施設でも、明らかに教育施設なのに商工施設があつとつたり、そういう中で、指定管理を導入して云々と、メリッ的に言うたら、多分、財政的な部分で多分メリットが出てくるというところの中から、こういうことばしなつと思うとばつてん、結局ですね、その施設を管理さす方が、公募して、どこが来るかわからんけれども、その最低限、例えば、武道館なら武道関係のその競技団体、それとプールなら水泳協会だったり、その競技の施設の競技団体と、やっぱりある程度有効的にできるようなところの選定ちゅうのも、やっぱり指定管理の中にならうとかぬといかぬと思うとですよ。全く関係なところの人が、金額的な、経営は大事なんだけれども、その競技団体の特異性だったり、その事情だつたりというものをしっかり理解せぬで、競技団体とはもうがたがたになつて、信頼関係はなくした、市の体協とか市の担当課とも、何か間が、指定管理者次第ではおかしなことになるということも懸念されるわけですよ。

だけん、そこら辺ば、どがんですかね。そういうことがあつた場合はどうだということところは、今示せますか。

○いきいきスポーツ課長（稲本俊一君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 稲本課長。

○いきいきスポーツ課長（稲本俊一君） はい。当然、先ほど言いました施設に関しましては、ある程度、市内の競技団体、種目協会と密接に関する施設でございます。ですから、指定管理者の今後募集の要項の中では、特にそのあたりをですね、種目競技団体と、やっぱり協議の上というか、使いやすいような、そのあたり、トラブルのないような形でですね、そういう条件じゃございませんけども、そのあたり

を盛り込んでいくということは当然必要な部分であるというふうに考えております。（委員成松由紀夫君「その前、市と指定管理者の責任の度合いは」と呼ぶ）はい。

指定管理者の制度の中では、指定管理者、決まった場合に、リスク分担というのがございます。そのリスク分担に基づいて、いろいろ、この場合は指定管理者の責任、この場合は行政のほうが見る、この場合は双方協議というふうなリスク分担表というのがございます。その中で、当然、そういう事故があった場合にはどちらが見るかとか、そのあたりも出てきますので、そのあたりは指定管理者のほうと、また協議をしていく必要があるかというふうに思います。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） ということは、そのラインと、私は言い方したですけど、そういうリスク分担表というものがしっかりあって、ケース・バイ・ケースで事細かにうたわれとるということで理解してよかですね。

○委員長（亀田英雄君） 稲本課長。

○いきいきスポーツ課長（稲本俊一君） はい。そういうことです。（委員成松由紀夫君「そういうことですね」と呼ぶ）はい。（委員成松由紀夫君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（亀田英雄君） ほかにありませんか。

はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。済みません。

今回、26年度から8施設だけちゅう話なんですけども、今後、残りの施設についてはどういった考えをお持ちなんだろうかな。

○委員長（亀田英雄君） 稲本課長。

○いきいきスポーツ課長（稲本俊一君） はい。先ほど、8施設というふうに申しましたのは、旧八代市にある8施設でありまして、ここ

に関しては今現在、市のいきいきスポーツ課のほうで直接、臨時職員を配属したりとか、受付業務で業者のほうに委託してとか、そういう形で今現在、この8施設のほうは行っております。

そのほかの施設につきましては、各支所の公民館主事のほうで受け付けとか管理、それと鍵の引き渡しとか、そのあたりをさせていただいているところで、今後、各支所の公民館主事の職員さんの配置とか、地域ですね、その公民館主事に関しましては、そういう体育施設の業務だけじゃなくて、地域の団体のお世話、校区の体協とか婦人会とか子供会とか、いろんな業務をされておられます。その地域の住民自治の関係も出てきますので、そのあたりを見据えながら、今後いろいろ関係者と協議しながら、その8施設以外の管理運営体制について、どういうふうな体制、管理運営がいいのか、そのあたりはちょっと今後検討していきたいなというふうに考えているところでございます。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。8施設というところがですね、多分、旧八代のやつなんですけれども、何ていうかですね、何となく運営やりやすいっちゃうか、もうけやすいかなと、できそうなやつかなというふうに思ったんですね。残りのやつについては、なかなか難しいだろうと、多分、手挙がらぬどというふうに私は思ったですけれども。

今の中では、その他の関係については、今度、住民自治の話もちょっと出たっですけれども、そこにちょっとお任せをしていきたいのかなというような、ちょっとニュアンスで聞かれましたけれども、なかなか、それもですね、ちょっと難しい部分も出てくっとなというふうに思います。

ただ、——今、質疑ですよ。

○委員長（亀田英雄君） どうぞ。

○委員（野崎伸也君） 質疑ですよ。質疑なんですけれども、要望に、ちょっともう変わっていくとですが、さっきのプールの関係が一番、ちょっと心配ちゅうか、懸念しとつとですよ。けれども、やっぱり指定管理に出す施設というのは、やっぱり八代市の施設であって、不備があっちゃならぬと、施設にですね。そういったことを含めてですね、やっぱり、きちんと整備した上で、万全の体制でですね、渡していただきたいというのがありますし、契約の交わす中でですね、そういった、きちんとしたところをですね、きちんと決めながらですね、やっていただくようお願いをしていきたいというふうに思っています。これ、要望になりますんで、そちらでお願いいたします。（「わかりました」と呼ぶ者あり）はい。

○委員長（亀田英雄君） ほかにありませんか。

○委員（鈴木田幸一君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） 要望ということになるかもしれぬとですけど、今言われたようにですね、事故があった場合はこうする、ああするということもですね、一応、委員会の中でもですね、報告していただきたいと思うんですよ。やっぱり、とっぺんばかり決めて、指定管理にしましたよ、あとの内容は議員は何にも知らない、委員会は知らないということよりも、このような方向になっていったと。例えば、さっき言われたプールでの事故等については、どのような対応するということまでですね、ある程度、委員というとは知ったほうですね、安心して指定管理のほうにも賛同できるかと思うんですよ。

そういった意味からもですね、やっぱり、委員のほうにもですね、報告なり、あるいは状況説明というのをですね、もう少し詳しいところでしていただきたいなというふうに要望してお

きます。

○委員長（亀田英雄君） 今後の報告ですね。

○委員（鈴木田幸一君） はい、今後のですね。

○委員長（亀田英雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

はい、笹本委員。

○委員（笹本サエ子君） はい。今のお話をね、質疑をずっと聞いてて、やっぱり指定管理者にする際に、全国的ないろんな事例があると思うんですね、今まで。特に、プール問題では、直接、命にかかわるので、だから、よく精査をされて、契約のときに、きちんと明記していただくということが大事じゃないかなと思いますので、意見として上げておきます。

○委員長（亀田英雄君） はい。ほかにありませんか。

○委員（友枝和明君） ちょっとお願いばつてん。

○委員長（亀田英雄君） はい、友枝委員。

○委員（友枝和明君） 校区の公民館の主事、これそれぞれ住民自治の件でございます。この職員の配置もでしょうが、やっぱり、施設の管理、もちろん関連した仕事の中で、それぞれ夜遅くとか、特に職員の配置も考えて。校区のですね、公民館の職員の配置というものも、やっぱり、それに関連した、どういふとか、それぞれ考えていただきたいと、これは意見です。

○委員長（亀田英雄君） はい。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） はい。なければ、これで採決します。

議案第72号・八代市体育施設条例の一部改

正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(亀田英雄君) はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会します。

(午前11時44分 小会)

(午前11時49分 本会)

◎議案第76号・八代市一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

○委員長(亀田英雄君) 本会に戻します。

次に、議案第76号・八代市一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○人財育成課長(中 勇二君) 委員長。

○委員長(亀田英雄君) 中人財育成課長。

○人財育成課長(中 勇二君) はい。こんにちは。「こんにちは」と呼ぶ者あり)人財育成課の中でございます。よろしくお願いいたします。それでは、着席の上、御説明申し上げてよろしいでしょうか。

○委員長(亀田英雄君) はい、どうぞ。

○人財育成課長(中 勇二君) それでは、議案書のほう、追加提案ですので、議案書のその2のほうになります。お手元ございますでしょうか。「はい」と呼ぶ者あり)では、その1ページをお願いします。

議案第76号・八代市一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について説明いたします。

次のページ、2ページから4ページに掲載いたしておりますが、まず、概要につきまして、別途に配付いたしております資料で説明させていただきます。右肩に議案第76号関係と書いてあります資料です。

まず、制定理由でございますが、現在、国においては国家公務員の給与の改定及び臨時特例

に関する法律を定め、平成24年度と25年度の2年間、国家公務員に対して給与の減額支給措置を行っておりますが、本市においてもその措置を踏まえ、本年7月から26年3月まで特例的に職員の給与を減額して支給するものでございます。

減額の内容でございますが、まず、給料月額につきましては、平成24年4月1日現在で、国家公務員を100としました場合に、本市の場合が105.8という指数になっております。この水準を国と同等の100までするというのが国から要請されている内容でございます。

行政職では、1級から7級までの職務の級ごとに段階的に2.77%から7.77%を減額して支給することとしております。

1級、2級が主事などの若い職員で、7級が部長、次長級となります。平均では5.5%の減額率で、月額1万8000円程度となります。この措置により指数は100.0ということになります。

資料は2ページになりますが、医療職も行政職同様、段階的に減額となります。

また、管理職手当につきましては、一律10%の減額をいたします。そのほかに、時間外勤務手当など、給料月額をもとに計算いたします手当につきましても、減額後の給料月額をもとに支給することとなります。

なお、期末勤勉手当につきましては対象とせず、減額を見送っております。

それでは、議案書の2ページをお願いいたします。

第1条で、減額の期間を7月から来年3月までと定めております。

続いて、第2条で、対象職員を規定しております。病院の医師を除く全職員でございます。

第3条で、給与条例の特例を定めております。第1項で、先ほど申しました給料月額の削

減率を定め、第2項で、管理職手当、その他の手当の特例措置を定めております。

第4条から第6条までは、関係条例における引用部分の読みかえを規定したものでございます。

次の4ページでございます。

施行日は、平成25年7月1日からと考えております。

今回の措置は、国が全国の地方公共団体に対して、地方公務員についても国家公務員と同等の給与減額支給措置を要請したことが発端となっています。また、その要請に当たっては、本来、地方の固有財源である地方交付税を職員給与費から相当分を削減して交付するという異例の措置を伴って行われました。今議会で一般質問もございましたが、国からの要請は、人員削減など地方のこれまでの努力が考慮されていないこと、また、地方交付税など国と地方の関係を定めた法律にのっとっていないのではないのか、地域経済の活性化等の政策と矛盾するのではないかなど、さまざまな疑問点をはらんでいると考えております。

本市においても、どう対応すべきか慎重に検討いたしましたが、現実に地方交付税が削減される法律改正が行われたため、市民サービスに影響を与えかねないということで、職員の給与減額支給のお願いをする結論に至った次第でございます。

以上、説明とさせていただきます。御審議方よろしく申し上げます。

○委員長（亀田英雄君） はい。以上の部分について質疑を行います。質疑をお願いします。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。今、課長がおっしゃられたとおりに、さきの西濱議員の一般質問でも問題認識を示されたということで、国を上回る職員数の削減、給与全般の見直し、総

人件費の抑制あたりに全く考慮していないということと、地方固有の地方交付税、政府の政策達成のための手段ということで、地方自治の根幹を揺るがす重大な問題というのが1点。それと、地方公務員の給与削減は、地域経済に影響を及ぼすと、かなり地域経済の活性化とも矛盾しているというところは、もう問題認識持っとなってますよね。

その中で、やっぱ、八代の財政運営状況というのも考えれば、財調基金あたりの問題と、余力が決してあるということではないかもしれぬけれども、実際、まだ財調が35億ぐらい、それと23年で17億4000万のお金も残っているというところでいくと、やっぱ、給与削減先行、余りにもちょっと先行し過ぎかなというのものもあるし、あと、1月28日付の総務大臣通知で、技術的助言として国に準じた措置をとるよう要請してあるということで、この技術的助言というのは、客観的に妥当性のある行為または措置を実施するように促すことであるということで、地方財政審議会ですかね、あの辺も適切ではないというような指摘をしてあるというふうに私は感じとってますね。

そういうことから、いろいろと整合性もとれぬし、この間の一般質問の中でも、今般の国の要請が関係する法令や人事院勧告制度に抵触しているのではないかとことば西濱議員が言いなったときにも、執行部は、国と地方との関係を規定する法律や人事院勧告制度の趣旨に沿わないものであると考えているというような答弁もあつとりましたんで、そういうことも、もろもろ考えていくと、実際、東日本大震災のときにも八代市が支援しとるのは6480万、約、金出しとってますよね。それと、阿蘇ですね、九州北部豪雨の被災地の支援にも市役所の職員さんたちが真夏の中もボランティア活動したり、それと、一生懸命ボランティア、支援活動ばしとってますよね。そういうところ

も、やっぱり考慮していった、八代市が独自の判断で、献身的な支援活動はしとるというふうに思うととですよ。

だけん、そういうこともいろいろ考えていかなん部分で考えたときに、これはちょっと、自助努力をですね、議会は議会で議員定数削減であったり、いろんなこと努力して、職員さんたちも職員さんたちで人事院勧告で、この間も予算を削減があつとる。そういうことを勘案していくと、これはちょっと賛成できないなというのが私の個人的な考えです。

それと、一番恐れとんなつというか、ペナルティーの話も出とったですけど、それも西濱議員の質問のときあたりに、ペナルティーについても官房副長官や総務省の審議員も、ペナルティーはありませんというような認識は示してあるということです、これに従わぬかったらペナルティー云々というものないんじゃないかなというふうに考えておりますので、何でも切っていくと、それを充てていくというようなことでいくと、いかがなものかなと。

それと、議案説明のときに、他の自治体の状況を説明がしてあったと思いますけど、実際、総務副大臣は坂本副大臣であられて、しかし、阿蘇市は賛成せんような話ですね。ですので、足元のところでも、いろいろな議論が多分出てくんじゃないかなということを考慮していくと、やはり八代も少し、しっかり議論をしていかないと、やっぱ、本来、国や県が担うべき業務の約六、七割は市町村でするようになってきてとですよ、仕事ばかり地方にさせて、その経費は保障せぬという手法には、やっぱ、関係法令に照らしても、少し疑念を抱かざるを得ないなというふうに、私は個人的には考えております。

ですので、職員さんたちもいろんな意味で努力、自助努力してないということじゃなくて、やっぱ、そういう中に、こういうことが出てく

ると、少し整合性がとれないんじゃないかな、職員さんたちの日ごろの頑張りも勘案していくべきというふうに私は考えておりますので、そこを課長あたり、どのように考えとんなつかなと。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 中課長。（委員成松由紀夫君「なかなか言いにつかでしょうが」と呼ぶ）

○人財育成課長（中 勇二君） はい。今、委員さん、職員の頑張りというものについて、職員削減していく中、頑張ってるやっているとすることで認めていただいたような発言で、大変うれしいところです。

ただ、いろいろなですね、制度的におかしいとか、これまでの努力が認められていないとか、いろいろな疑問点、たくさんあるんですけども、現実的に、地方交付税自体が削減されてくるというのだけは、もう確定をいたしておりますので、どうしても、やっぱり、その部分とですね、ちょっと、そういった制度、国のやり方がおかしいという部分と、いろいろ考えた結果、はっきり言えば、職員の給与を払うことによって、その分、市民サービスにですね、影響を出してはいけないと、そこに重きを置いて判断をしたということです。

○委員（成松由紀夫君） はい、委員長。

○委員長（亀田英雄君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 今、地方交付税の減額は決まってるて、それはペナルティー的なものですか。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 中課長。

○人財育成課長（中 勇二君） いえ、そうではなくて、25年度は、こういう計算をしますという試算を2月に示されております。その中で、その計算式に当てはめて計算いたしますと、3億6000万ぐらいは削減されて交付さ

れると。ペナルティーではなくて、これは全国一律、そういう形でされるということで資料が参っております。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） ペナルティー的なものじゃなくて、計算式ということですけど、何か、職員さんたちにしわ寄せが行きよるような気がしてですね。

本来ならですよ、全国どこも、そがんしてくれならよかばってん、ちょっと教えてください。東京都は何か、外れとっでしょう。だけん、何か、東京都は不交付団体か何かで財源捻出に云々かんぬんということがあつとですけれども、私は全国平等に本当は要請するべきなのに、何か大都市圏はそういうのがなくて、地方の職員さんたちには、きゅっきゅ、きゅっきゅ絞るようなですね、やり方はいかがなもんかなと思うんですけど、そこら辺はどやんなっておりますかね。

○委員長（亀田英雄君） 中課長。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。要請自体は全国一律に行われております。ただ、独自の財源が豊かなところ、東京都とか大都市近辺のところは、交付税自体が不交付になっておるところがありますので、国は地方交付税でというふうにしましたので、地方交付税を受けていないところは影響がないと。要請だけは全国されてはあります。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 何となく考え方はわかってですけども、どうも、すんと落ちらぬですよ、何か話が。多分、職員さんたちみんな、ただ言えんだけであって、ですね、木本部長。なかなか難しかところで、いわゆる皆さん、苦渋の決断の中と思うんですよ、これは。

だけど、地方交付税の減額云々はあるにして

も、やっぱり自治体で決めていいということでしょう。だけん、やっぱ、そこはですね、しっかり、意地ば見すっじゃなかですけど、きちんと、自助努力を日ごろしてますよというような姿勢で、私はいいんじゃないかなというふうに考えておりますので、そういうことで、終わりたいと思います。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） はい。ほかに。

はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。質疑なんで、ちょっと聞き逃したとこば、ちょっと聞きたいです。

先ほど説明があつたですけど、平均で5.5%ということですよ。で、金額が1万幾らだったですか。1万……（人財育成課長中勇二君「8000円です」と呼ぶ）1万8000円。はい。

あとですね、今、交付税の関係で、ペナルティーじゃないよというような、ペナルティーだよとかつていう話もあつたですけども、それが3億6000万という話ですけども、その分、それは間違いない数字ですかね。

あと、3億6000万を補填するために、この平均で5.5%、それで足りるんですかという話なんですけど、確認ですが。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 中課長。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。2月にですね、国のほうから、25年度の地方財政の説明会があつたときに、試算方法が示されまして、その計算によりしますと3億6000万ということです。で、実際に決定しますのはですね、もうちょっと遅くなりますので、（聴取不能）はあります。

○委員長（亀田英雄君） いいですか。

○総務部次長（山田 忍君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい。本年度の地方交付税につきましては、決定は7月というような時期に決定がなされます。

先ほど話がありましたんですが、本市への国が示した計算式によりますと、それでは3億6000万の減額、交付税ですね、減額ということなんですが、もう1つ、実は全国的な交付税ということで8500億円の交付税の削減というのがあるんですが、その中で3000億円につきましては、地方の今までのですね、人件費削減の努力等を計算して、勘案して交付するということになりますので、そういったような経費も3分の1近くですか、その中での削減部分、プラス部分というのはあるというのはございます。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。3億6000万円というのがまだ確定していないという金額なんですよね。それから減るか、ふえるか、わからぬ、多分、減る方向なんだろうなと思うとばってんが。

今、ちょっと答えてもらってないんですけれども、多分、この5.5%平均削減の一般職員の分と、もう1つ、その次にある特別職のやつの関係含めて、それで減額分、賄えるんですかというところ、答えてもらってないんですけれども。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、中課長。

○人財育成課長（中 勇二君） 今回の案で減額をいたしますと、職員の給与の部分で1億8000万、影響があります。それから、給与月額を減額しますので、共済負担金のほうに影響します。そのはね返し分が4000万あります。人件費で2億2000万ですね。

それと、特別職の分、教育長の分も含めまして大体250万程度の影響というふうに考えております。

もともと国よりも給与水準が低かったということで、国の措置と丸々同じ措置ではございませんので、その3億6000万ではなくて、2億2000万ということになっております。

考え方なんですけども、24年度から25年度にかけまして、職員数も21名減っております。で、我々が経費を計算する場合、大体1人当たりの人件費、共済費分を含めて、大体700万というふうに見ますけども、21名だと1億4000万程度がですね、自助努力によって、その分、削減しているということになりますので、足し合わせますと3億6000万程度にはなっております。

以上です。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。わかりました。じゃあ、交付税の計算、2月に計算した分の3億6000万に削減の分に合わせるということで、これが示されたやつで合っていくという、大体、話ですたいね。

で、あとラスパイレス指数ば100に合わせるという話なんですけど、それはそうなるんですか、それで。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 中課長。

○人財育成課長（中 勇二君） 試算では99.9幾つだったんですが、四捨五入しますと100.0ということになります。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。国のほうからですね、全国の自治体のほうに要請があつてるという話なんですけれども、あと、その時点ですすよ、交付税のほうを引き下げますよというようなことは、ペナルティーのことなんか、ちょっとわからぬとですけども、その対応策として何点かの特別な交付税ちゅうか、措置み

たいなやつがあったと思うとですけれども、そこら辺のところ、ちょっと説明いただければと思うとですが。

○総務部次長（山田 忍君） はい、委員長。

○委員長（亀田英雄君） あ、済みません。はい、山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい。先ほど、ちょっとお話しをしたんですが、国全体の地方交付税で約8500億円削減ということです。それに対しまして、防災・減災という事業で約5000億円ですね、見返りがあるということと、もう1つ、先ほど申し上げたんですが、地方の活性化の関係ということで3000億円ですね、補填をするということですが、この3000億円が、先ほど言いましたように、地方の人件費等の削減、これまでの努力に対して交付するというようなことで、いわば、約3分の1程度ですか、につきましては、給与の関連で交付税を減額しているんですが、約3分の1程度は、そちらのほうでも交付税の中では補填するということですね、補填はあるんですが、これは、まあ、その中での話になるんですが、今回は、それとは別にですね、全体ですね、交付税の総額全体を見ますと、24年度と25年度、約2.2%減額がされていますので、全体が落ち込んでですね、きてるという事実がございますので、それに対して八代市では数億円以上ですね、大きな額の交付税の減額というのは、現実でございます。先ほどの人件費の中でのやりとりがあってもですね、それとは別に、全体の交付税の総額の減額の中で、大きな交付税の収入減というのが見込まれるということで、25年度の財政の収入状況としては苦しい状況にあるということでございます。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。いろんな交付金だったりというのがもらえるちゅうのがあって、実際は3分の1程度というような理解の仕

方でよろしいんですか。先ほどの3億6000万の1億2000万というような理解でよろしいんですかね。

○委員長（亀田英雄君） 山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい。単純に言いますと、国が今、仮に示している数式でいきますと、3億6000万の交付税の減額ということに対して、仮に計算しますと、八代市では1億4000万程度の交付税のプラス部分があるということで、その差し引きが2億2000万程度になりますので、大体、プラス、マイナスして、それに先ほどの職員ですか、の2億2000万程度の減額をすれば、その分はとんとんに、計算上はとんとんになるというような、数字だけで言いますと、そういったことになるという状況でございます。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。わかったような、わからないような、ちょっと難しかったですけれども。

とにかくですよ、成松委員も言われたんですが、職員の給与をまず引き下げてというのは、非常に安易な考え方かなと私も思うんですよね。多分、いろいろな財調の関係、基金の関係も話されたですけれども、そこに目を向けたりとか、いろんなところでシミュレーションされたんじゃないかなと思うんですが、そこら辺のところ、ちょっとお話しいただけないですか。最終的には、でも、職員の給与に至ったんだというようなところ。

○委員長（亀田英雄君） 山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい。大きな流れとしましてはですね、そういった枠で、プラス、マイナスのことをですね、計算のほうはしたところです。

ただ、交付税の減額というのは、3億6000万というのは、とてもですね、大きな額ということになりますので、そういった大きな額が

あるのは事実でございます。

それと、先ほど言いましたように、全体で2.2%落ちるというようなことも大きなですね、減額要因があるというのが事実です。

そういった中で、これをやらなかったときに、もし1つの方法として、急にですね、急に市民サービスを低下で、乳幼児医療なんかをせぬというようなことが決断できるかと言われれば、そういうのは、急にはですね、できませんので、のもあります、それと、職員の給与費の減額に対してですね、充てるということで、財政調整基金とかですね、基金を取り崩してまで充てるかということも、1つのですね、考えではあるんですが、そういったことがですね、果たして、職員の給与のためにですね、今まで長年積み立ててきた貯金をですね、取り崩すというような形で市民の理解を得られるかどうかというようなことをですね、総合的に判断して、ここはもう、国からの要請もある、やむを得ないというところで、県内各市の状況を見ましても、ほとんどですね、提案をいたしているという、一つもですね、提案をしていないところは事実上ないですね。あるのは、もともとラスが、何もせぬでもラスが100を切るというところだけなものですから、そういった状況ですね、もう苦しいんですが、そういう状況ならば、各市の状況もですね、八代市だけがせぬということですね、何か後々ですね、後々、いろんなところでですね、財政面で影響が出るようなことがもしあればですね、将来の財政の不安が残りますもんですから、ここは短期ということで、今年度だけという限りでの話ですから、やむを得ぬというところで御提案をしたというところでございます。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。財政調整基金というのは、いつ使うんですか。

○総務部次長（山田 忍君） いいでしょう

か。

○委員長（亀田英雄君） はい、山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい。いつ使うということでございますが、その使う趣旨のですね、目的があると思うんですが、私ども、今回の判断は、この目的にですね、職員の人件費に充てるために使うという趣旨でですね、積み立てているのではなくて、あくまで財政調整基金は、ことしはお金があるけど、来年はないと、その来年のために、年度間ですね、財源の調整ということでの基金ですので、そういったことで、どうしても何かの事情でお金が足りないというときに、市民サービスをここまでは維持したいというようなときにはですね、やむを得ず基金を取り崩して、財政調整基金を取り崩して対応するということもありますが、今回はそれに当てはまらないではなかろうかという判断で、取り崩しは考えてはおりません。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。今回ですね、特例というようなことで、復興財源の手当てにということで、こういうことをですね、要請されていると思うんですけども、これからわからぬですよ、でも、こやんことば、ずっとされていけばですね。そういったところに対して、多分、市町村会、全国のですね、ああいうところは反対とかされてですね、知事会とかもされとるですよ。そやんとと、ちょっと反しますよね、やっぱり、そのとり方ちゅうのがです。もう少し、やっぱ、国に対して何かアクション起こすべきだと思うんですけども、そやんところは何か考えとられますか。

○委員長（亀田英雄君） 山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） 国からの要請を受けましてですね、全国知事会とか市長会ですね、町村会もですが、地方の関係団体のほうは、反対というですね、のろしを上げているのは事実です。県内の熊本市市長会というのがあ

るんですが、そこでも反対というですね、決議は当然やっています。

ただ、中に、各地の市長さんたちがそこではされているんですが、いざ地元に戻って、いろんなですね、国からの要請、今後の国とですね、国と県と市町村のですね、今後の関係を見たりとか、市のですね、財政状況を見て、ううんということでですね、そういう集まりでは反対の決議を上げながらも、地元に戻っては、やはり、しょうがないなというところですね、各市が全部、議案を、削減の条例を出しておられるというのが事実です。八代市も、そういったことで、市長のほうもですね、苦しい判断ですが、やむを得ぬなというところでお出しをしているという状況です。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） 何か、出したけん、あとは議会がどやんかしてくれというふうにし、私は聞こえぬとぼってんがですたい。

それがですよ、何で、こういった要請が来るのかちゅう話なんですよ。そもそもの話なんですけど、やっぱり、もう大分前からですね、話もしとったと思うんですけども、給与削減のとはですね、何年も前から、もうずっと、人事院勧告が来てからですたい、下げぬばん、下げぬばんという話も来とっとぼってん、そやんときに、事あるごとに言いよったですけど、やっぱり自治体としてのですね、自分のところの職員さんの給料って、自分たちのところで決めてよかていうのがあっとだけんですたい、やっぱり自分たちのところ、横並びじゃなくて、やっぱりそういう話をずっとしてこぬだったとが私はいかぬと思うんです。だけんが、胸ば張って言えぬとですよ。反対できぬとですよ。そやんところばですね、やっぱり、そういうところがやっぱり根本的な問題だと思うけんがですね、早期に、やっぱりそういうところ、やっぱり自分たちの自治体の給与というのは自分たち

でやっぱりつくろうというような、もうやらぬばいかんと思うですよ。実際やられたところ、結構あるじゃないですか、やっぱ。そういったところは多分ですね、胸張って言えるわけなんですよ、国に対しても。そがんとこ、どやんですかね。

○委員長（亀田英雄君） 山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい。過去にですね、いわば国のほうの人事院勧告というのがあるんですが、それがありましたらば、それにですね、素直に従って、そういったところで人事院勧告に合わせたところで調整を、市のですね、職員の給与を増減したというのは実はございます。いわば、それば八代市にそういった人事院勧告制度みたいなですね、調査する機関がないものですから、そういったところで、そういうのを参考にしてですね、職員の給与を調整したということです。

ただ、今回のですね、条例の提案につきましては、職員組合とですね、ちゃんと話をしまして、納得の上でですね、職員組合の2つの組合があるんですが、ちゃんと合意書も、確認書もとっています、1つはですね。もう1つのほうは、納得もですね、いただいているんですが、合意に至っていないんですが、ちゃんと納得をいただいたところですね、提案をしてるんで、これについてはちゃんと自主的に職員とですね、私どものほうでですね、きちっとした自主的に決定して、お出しをしているというふうな理解で私たちはおります。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） その職員組合の方の納得とか、納得しないとかという話じゃなくてですね、先ほど言った、言われたんですけど、八代市には、そういう人事院勧告みたいな、制度じゃない、そういった組織というものがないというふうに言われたんですけど、県のほうにはありますよね、そういうの。

○人財育成課長（中 勇二君） よろしいですか。

○委員長（亀田英雄君） はい、中課長。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。県のほうはですね、人事委員会の設置が義務づけられております。で、都道府県、義務づけられておりますので、それぞれの都道府県の人事委員会があるということで、現在、国はですね、こういうふうに言っています。給与制度については、国どおりにと——人事院が示す制度どおりにと、給与水準については地域に合わせてということで、我々は熊本県の中に属しますので、熊本県人事委員会が示す水準を目安にしたいということで、現在は国からの話があつていますので、県の人事委員会が出す勧告内容と人事院からの勧告内容と、両方見ながら決定をしているところです。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。何となくわかったような気がしますけれども、やっぱり先ほどの話に戻つてですけど、早期に私はやっぱり取り組むべきだと、もう今回のあれが一番いいタイミングじゃないかなと思うんですけども。そういった八代市は八代市独自の、やっぱり自治体のですね、やっぱりいろんな各自治体で、やっぱり違うと思うんですよ、やっぱ本当に。一律並びじゃなくてですね、やっぱ、そういったところを持つとかぬとかぬというふうに思いますし、この特例という国からの要請ちゅうとは、私もやっぱりおかしいと思うんですよ、やっぱ。国がこういうことを、政府が要請してくるというの自体がおかしいというふうに思いますんで、それに対しては、やっぱ、ただ、苦渋の決断で今回は市民サービス低下招かないよというふうなことで判断されたという話なんですけれども、もう少し、やっぱ、先ほども言ったように、私は財調を使つても、私は何ら問題なかというふうに思うし、それ以外にも、

やっぱり、もう少しやっぱり、今決めぬでも私はよかと思うんですよ。今決めぬでも。安易に、やっぱり職員さんの給料下げて、今通そうとかって、実際、まだ大丈夫でしょう。期限もあるんで。どやんなんですかね。今決めぬと間に合わぬちゅう話ですか。そこばちょっと教えてください。

○委員長（亀田英雄君） 山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい。国からの7月からという期限がですね、ありますものですから、そういった時期で、各県内の市町村、ほかの市町村もですね、7月からという実施でですね、6月議会に提出をしております。

ただ、先ほど来、話がありますように、東京都なんかはですね、交付税の不交付団体ということでですね、今のところは出しておられないんですが、状況によっては出される可能性もないではないというふうに私どもは思っております。

○委員長（亀田英雄君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） 今、本当にですね、もう少し、やっぱり精査して、やっぱり八代は八代独自で、やっぱりいろんなこと考えて、いろんな調査やって、やって、やって、最終的にはだめだったって、これをお願いしたいいうならわかつとですけど、もう少し、そこら辺のところ、ちょっと何か見えぬとですたいね、やっぱ。安易かなというふうに、ちょっと思うんで、そこら辺のところ、もう少し話していただければですね、ありがたいんですけど。まあ、そこは今聞きませんけれども。

あと、さっき言われたように、お金持つところとお金持つとらぬところの自治体ですたい、こんな差があつて、そしてまた、提案して否決されたところもある、可決されたところもあるって、そういった全国的にですたい、一律じゃないというのは、やっぱり、これはおかしいことですよ、やっぱ。公平感がないです。

そういったところではですね、やっぱ、私は、もう少し精査してください。職員給与を下げるというような話じゃなくて。

○委員長（亀田英雄君） ほかに。

○委員（鈴木田幸一君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） 本当に野崎委員の言われるとおりだと、私、感じておりますけれどもですね。

実は、今、話をお聞きしながら一番に思ったのがですね、先ほど、組合のほうは了解してもらっておるということですがですね、労働者に対しては、労働三権ちゅうてから、3つの権利ば国は与えてあつとですよ。その1つはですね、団結権、いわゆる労働組合をつくっていいと、もう1つは団体交渉権ちゅうてから、その首長に対して交渉していいという権利ですね。もう1つがですね、団体行動権というスト権なんです。そのストをしない、させないという、させないかわりにということで人事院を公務員には、人事院勧告ちゅう形で給料とか生活の保障をしてやったちゅうとが、もう御存じのとりの日本の歴史なんですね、労働者に対する。

そういった意味からしてから、私は非常にそれば尊重しておったもんだから、これまでの給料引き下げとかなんとかについては、それはもう、組合との話、仕方がないなということで、議会のときも賛成しておったんですけども、今回はですね、人事院勧告じゃないんですよ。

要するに、人事院を全く無視した形で、いわゆる八代市の公務員の方に対する、いわゆる生活の、これは生活の迫害ちゅう言い方は失礼かもしれぬ、言い方おかしいかもしれんですけども、生活に対する、やっぱし、何か、厳しさを、何か、押しつけるちゅう形の改定になっていくような感じがするわけなんですよ。

これは、今回だけだと私は感じません。恐ら

く、これをですね、もし認めるとするならば、恐らく、また何らかの形で、違う形で、八代市の公務員の方、市の職員の方に対して、人事院勧告以外にまた給料引き下げとかいう形で来る可能性があるなというふうに感じたんですよ。

そうするとですね、どうして市長会とかなんかでですね、あるいは知事会とかなんかで、反対しますという決議をするかというならば、公務員の方々がですね、もし仕事に対する労働意欲がなくなってくるならば、このことがですね、そこ2億とか3億とかいう、そういったですね、損失じゃないんですよ。公務員の方々がですね、このことによって、やる気がなくなっていくという状態ができるならば、私は、そのことが非常に問題だと思うんですよ。

今は、ずっと我慢しておられるというところが、ひしひしと感じるわけなんですけれども、私たちはですね、よく研修するんですがね、いろんな他の県に。そのとき、私は議員ですので、まずですね、議長の給料を見るんですよ。で、うちの議長の給料と比べるんですよ。そうすると、うちの市長の給料を見るんですよ。よその市長と比べるんですよ。議員の給料を比べてですね、そして、ああ、自分たちは、こういった給料をもらっているんだということでのプライドをですね、自分の中に入れるんですよ。八代市としてのプライドをですね、私たちは入れるんだなというのをですね、そういう、やっぱ、賃金体系の中からも、自分は今感じているんだなというのを今言わせてもらっているわけなんですけれども。

そういった意味からしてですね、少なくともですね、八代市は熊本県の第2の都市で今言われている都市で、今からやる気を持って、このまちを発展させねばならぬのにですね、右へ倣えはいかがなもんかな。例えば、これが人事院勧告ならですね、これ、一律なものだとして理解してですね、するんですけども、これはち

よっと私は、プライドにかけてもですね、大切なプライドだと思うんですよ。八代市の職員のプライド、八代市ですね、プライドにかけても、これはもう少し考えを改めていってほしいな、そういった今考えを今は自分の中にふつつつと思っているわけなんですよ。

私は、一番大事なことは、給料の引き下げとかなんとかによって職員のやる気がなくなるということのをですね、これをしたくないんですよ。やっぱし、職員の皆さんには生活の保障をしていただきながら、そして、市の市民のために自分が何をできるかというのをですね、いつも考えて、やる気のある対策、政策を持っていかなければ、この八代市ですね、低迷した経済はよくならぬなというとも、常々考えておりますんで、このことについてはですね、やっぱし、一部の人たちの中で話を決めて、こうなりました、あぁなりましたということですね、総体的に八代市のやる気ちゅう財源力がですね、財力がですね、なくなることが私は、かえってマイナスかと思うんですが、いかがですかね。そのことに対してはどがんか。

○委員長（亀田英雄君） 中課長。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。市長の言葉じゃありませんが、人は宝でございますので、そのこのパワーがですね、落ちるということは、本当に全体の組織の力が落ちるということですので、あつてはならないことだと考えております。

○委員（鈴木田幸一君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） はい。私と同じで、よかったと思います。本当にですね、やっぱりですね、私たちはですね、いろんな調整をさせていただきながらですね、単に金の問題だけではないって、いつも思うんですよ。やっぱり、そのことによって起きる次の弊害ちゅうのを考えたところで、私は、いつも政治のほうに

臨んでおるわけなんですからけれども、そのことを考えたときですね、やっぱし、今回の、やっぱし内容についてはですね、非常にやっぱし、私としては憤慨するものがあるんですよ。実は怒っております。国に対して。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） はい。ほかに質疑はありませんか。

○委員（友枝和明君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、友枝委員。

○委員（友枝和明君） 今まで、お3方、いろいろ御意見が出ました。私も、まあ。

○委員長（亀田英雄君） 質疑ですけん。よかですか。

○委員（友枝和明君） はい。考えればですね、今、地域の経済をいかに活性化するためには、やはり下げるということは、私は、はっきり言って私は反対。そういうことで、きょうは採決しならぬとでしょう。

○委員長（亀田英雄君） 採決しますよ。よかですか。そんなら、意見で。

○委員（友枝和明君） はい、意見でよかです。

○委員長（亀田英雄君） 質疑はありませんか。

○委員（野崎伸也君） 済みません。もう一回。

○委員長（亀田英雄君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。済みません。お聞きしたいのが1点なんです、やむを得ず職員の給与を削減するという提案されているんですけれども、下げても大丈夫だと、職員の給与が。まだレベル的に、地域の実情と乖離がある、高いというような認識を持っておられるんですかね。そこを確認させてください。下げても大丈夫だと。まだ高いんだという認識を持てられるんですか、職員さんは。

○委員長（亀田英雄君） 山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい。今度は臨時の特例ということですね、あくまで限定的な、限定的な措置ということで、やむを得ぬというようなところでですね。ただ、まあ、一般的なあれとしましてですね、認識ということなんでしょうけども、若手職員はどうかですが、年齢が高い職員になりますとですね、ほかの職場に比べたらですね、公務員のほうが高いのではなかろうかなという認識はしとります。（委員野崎伸也君「はい。ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（亀田英雄君） はい。いいですか。ほかにありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（笹本サエ子君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、笹本委員。

○委員（笹本サエ子君） 本当にね、大切な質疑が交わされてきたと思うんですけども、今回の、やっぱり問題は、東日本大震災の復興財源を確保するために国家公務員の給与を7.8%引き下げると、それを基本にして、各地方自治体にラスパイレスが国家公務員より高いところについては引き下げをね、しなさいと。しかも、交付税でそれを削減してくるというね、こういうやり方というのは、私たちはやっぱり受け入れてはいけないと思うんです。だから、知事会とかね、六団体は、そういうのに対してはね、物申すということで意見書を上げられたと思うんですね。私はまず、これが第1点だと思います。

じゃあ、これまで政府は復興税をどのように使ってきたかと。NHKの特別番組で報道がありましたけども、検証されておりましたけれども、4割しか現地には入っていない。多くはね、地方に入っておる、ほかの事業に入ってい

ると。びっくりするような事業に使われていたこともありました。

それから、全国から、やっぱり復興のためにということで、募金等もね、正規のルートを通じて、また日赤を通じてということで、みんながやっぱ国民が心寄せたけれども、その使われ方もね、非常に曖昧だと。それから、ごく最近ですけども、この6カ月間に政府が使った特別なお金、国家機密費、6億円使っていると。こういうことを考えるとね、私はやっぱり、国家公務員を引き下げたから、今回、ラスパイレスが地方が高くなってるから、高くなってるところは下げなさい、それも、しかも、交付税でそれを引き下げてくるというのは、私はやっぱり受け入れてはいけないというふうに思います。

現に、きのうの新聞でしたか、熊日新聞に載りましたけれども、実際にもう議会に提案しないところが、未提出のところが9自治体あるんですね。そして、水準が国よりも低いから、もう引き下げませんというところが7自治体ある。そして、きのうは多良木町では、多良木の議会では、これ否決したんですね。

やっぱり、地方は、成松委員もおっしゃったように、かなり八代も自治体としても努力してきているし、職員も努力している。この間、何名、職員が少なくなりましたか。そういうことを考えるとね、相当、やっぱり地方は努力している。

そして、復興に対してもね、職員を送り込んでいっているでしょう。そういうことに対するね、評価というのは、全くされてないと。自分たちはね、湯水のごとくお金を使ってる。しかも、その使い方というのは、明らかにしてませんね。日本共産党の赤嶺政賢議員が明らかにせよと迫りました。迫ってますけど、明らかにしてません。明らかにしなくてもいいというふうなことです。

だから、私は今回はですね、やっぱり受け入

れてはいけないという立場です。これは、ぜひ声を上げていきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） ほかにありませんか。

○委員（藤井次男君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、藤井委員。

○委員（藤井次男君） はい。私は反対の立場から言うわけですが、国もですな、やっぱり金が、東日本大震災に金が足りないということで、臨時的にどういうふうな財政を確保するかということで、人事院勧告と、この今度、財務省から通達のあった、この方式ちゅうのは、完全に別個だと思います。で、臨時的に国がそういう知恵を出して、財源を出そうと、つくろうということでありまして、期間としては7月から3月までと、来年の3月までということで8カ月間ですか。

いろいろ意見もあろうかと思いますが、やっぱり災害に遭われた人、非常に助けを求められるわけですが、災害に遭わなかったから、のうのうとというわけじゃないですけども、やっぱりお互いの痛み分けはやるべきと。しかも、国から行政に言われてきたもんですから、やっぱり行政としては対応しなけりゃいかなん。対応していかぬばいかん、いくならいくでよかわけです。

やっぱり、私は仏の顔も三度までと、1回どま、だまされてようはなっかと。しかも、職員さんが、さっきから言われるように、何も給料がそこあたり下がったけん、サービスが落ちるとかですな、そういうことは私はないと思います。

私は、賛成のほうに回ります。という意見です。

○委員長（亀田英雄君） はい。ほかにありませんね。

はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。意見というふうなことなんですけれども、私も、私は反対したいというふうに思っているんですが、先ほども言ったですけれども、まあ、山田次長がですね、先ほど、最後質問で、他の職場よりですね、年配の方は高いというふうに思ってるんだと、認識はありますよという話だったんで、そういったところのですね、やっぱ、先ほども言ったですけれども、やっぱり八代市は八代市で独自のですね、給与体系というのを、もうちょっと、やっぱり考えるべきだなというふうに思いますし、これを機にですね、やっぱ、そういった、取りかかっていたきたいなというふうに強く要望したいというふうに思うんですよ。

それと、あと今回、これ否決になっと、例えば、否決になった場合ですよ、もちろん、違うような財源確保ちゅうかですか、どやんか、またかわりのですね、何かいろんなやり方、どこから金を持ってこぬばん、手当てせぬばんというのがあろうと思うんですけど、私は財政調整基金使っても、もちろん、何ら問題なかというふうに思っていますんで、そういったこともちょっともう少し考えていただきたい。検討していただきたい。

先ほど、それはちょっと検討したけど、意にそぐわないというふうな話だったんですけど、そこら辺のところ、もう一回、ちょっと考え直していただきたいと、検討していただきたいというのがあります。

あと、地方のですね、職員さんの給与を下げて、地方の活性化につながらぬよというふうな話があったですけれども、今回、もし否決になった場合ですね、平均で5.5%、1万8000円のですね、影響がありますというような話、引き下げなった場合はですねという話だったですけれども、もし否決になって、それがしないというふうな話になった場合についてはですね、八代のですね、まちのほうでですね、ぜ

ひ八代市役所の職員さんが半分でもですね、お金を落としていただければと思いますんで、それ要望というか、意見とさせていただければというふうに思います。

○委員長（亀田英雄君） はい。ほかにありませんか。

○委員（鈴木田幸一君） ちょっとよかですね。

○委員長（亀田英雄君） 鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） ちょっと勘違いば、ちょっとしておられるように今受けましたので、ちょっと言いますけれども、給料を下げるのが市民サービスというふうに考えないほうがいいと思います。というのもですね、いつもそうなんですけれども、議会提案のですね、予算の、3月の提案するときなんですけど、一番最初の項目に出てくつとはですね、まず議会費なんです。そして、総務費なんです。総務費の中に出てくるのが、それぞれの給料ということで、まず給料の確保をしてやるというのがですね、この予算の基本なんです。

だから、給料を確保して、そのあと残ったのをという考え方が普通今までの、労働者の考え方をしていったんです。

今回は、給料を下げることによってサービスを維持するということを考えるならば、それならば、給料をどれしこ下げてもサービスはできますよね。なら、職員の給料はゼロでもいいんじゃないかという理屈が成り立つわけなんです。まあ、ゼロはちょっと大げさなんですけれども。給料、相当、半分でも生活でくつじゃないかという理論が成り立ちます。

だけん、そういうふうに考えないほうがいいと思います。給料は、まず確保してやらぬばい。これ、生活して、その人たちの、職員の皆さんの、その家族の人の命を守るのが給料というふうに考えたほうがいいと思うんですよ。そして、その後ずっと、そのかわりに公務員の

方は一生懸命仕事をして、市民の方に自分たちの能力と知識と、そして体力のサービスを提供するというふうな考え方していった方がいいと思うんですよ。

だから、例えば、これを給料を下げなければ、例えば、1歳児の何とかがなくなるとか、そういう考え方ちゅうとは、もう愚の骨頂と私は思います。絶対そういう考え方はしないがいいと思います。

だから、あくまでも市民サービスというのはですね、残った金でのサービスを提供していくんだというのを基本に置いておかなければ、とんでもない結果を招きますので、そこを言わせて……おきます。

○委員長（亀田英雄君） 了解しました。

○委員（鈴木田幸一君） 以上です。

○委員長（亀田英雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） はい。なければ、これより採決します。

議案第76号・八代市一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（亀田英雄君） はい。挙手少数と認め、本案は否決されました。

◎議案第77号・八代市長等の給料の特例に関する条例の制定について

○委員長（亀田英雄君） 次に、議案第77号・八代市長等の給料の特例に関する条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○人財育成課長（中 勇二君） 委員長。

○委員長（亀田英雄君） 中人財育成課長。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。続きまして、説明させていただきます。

○委員長（亀田英雄君） はい、どうぞ。

○人財育成課長（中 勇二君） 議案第77号・八代市長等の給料の特例に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書5ページからでございますが、別途に資料をお配りしましたので、そちらで説明をさせていただきます。

まず、制定理由でございますが、先ほど御説明申し上げたとおり、職員の給与を7月から来年3月まで減額支給を行うに当たりまして、市長、副市長、常勤の監査委員につきましても同様の期間、給料の減額支給を行うものでございます。

減額率は、職員の最高が7.77%でございましたので、職責等を勘案いたしまして、それを上回る10%といたしております。7月からの9カ月間ということになります。

なお、期末手当につきましましては、職員同様、減額は見送っております。

以上、説明とさせていただきます。御審議方よろしくお願いします。

○委員長（亀田英雄君） はい。以上の部分について質疑を行います。質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） はい。なければ、これより採決します。

議案第77号・八代市長等の給料の特例に関する条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（亀田英雄君） はい。挙手少数と認め、本案は否決されました。（「御審議ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

御苦労さまでした。

◎請願第1号・氷川警察署の存続を要望する意見書の提出方について

○委員長（亀田英雄君） 次に、請願・陳情の審査に入ります。

審査に入ります前に、郵送や持参にて届いております要望書については、写しをお手元に配付いたしておりますので、御一読いただければと存じます。

今回、当委員会に付託となっておりますのは、請願1件です。

それでは、請願第1号・氷川警察署の存続を要望する意見書の提出方についてを議題とします。

要旨は、文書表のとおりですが、念のため書記に朗読いたさせます。

○書記（増田智郁君） （書記、朗読）

○委員長（亀田英雄君） はい。以上、朗読が終わりました。

本件について御意見はありませんか。

○委員（鈴木田幸一君） ちょっとよかですかね。

○委員長（亀田英雄君） 鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） はい。これは、私も、この紹介議員の中に名前を連ねとるわけなんですけれども、実は、このことについては、地元説明を何遍か警察署のほうからしておられます。ただ、地元説明もですね、決まったことだからという形の説明に近い説明があっておりますので、どっちかといえば、諦めムードの部分が強いなというふうに感じておるわけです。

しかし、やっぱしですね、この文書の中にもありますけれどもですね、わざわざ氷川署をですね、幹部交番というふうに名称を変えてですね、しかも、縮小するということは、どうしてもですね、安心・安全も考えたとき、地元としてはですね、なかなか納得できない部分があるなというのを感じております。

だから、まだ幹部交番とか名称を変えてまでで

すね、縮小せぬでもですね、やっぱし、今の氷川署という存在の中での、その地域ですね、サービス、それから安心・安全というのを確保してほしいという声は、いろんな場所からも聞いております。それが全ての民意だとは思いませんけれども、多くの声を聞いておるのは確かであります。

そういった意味からでもですね、このことについては、特に一言添えて、皆さんに言わしていただきました。

○委員長（亀田英雄君） はい、ありがとうございます。

ほかに御意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）説明を求めぬでもよかですか。

野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。私も今、その説明というかですね、唐突に警察署の再編というような話になっとなつてすけれども、若干、そこら辺のところ、説明欲しかったんですけどね。

○委員長（亀田英雄君） はい。じゃあ、小会します。

（午後0時50分 小会）

（午後0時51分 本会）

○委員長（亀田英雄君） 本会に戻します。

防災安全課より説明を求めたいと思います。

○防災安全課長（東坂 幸君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、東坂課長。

○防災安全課長（東坂 幸君） はい。東坂でございます。

今回の幹部交番化、氷川警察署の幹部交番化につきましては、先ほど話がありましたように、八代市及び氷川町にも説明があつてはおります。この話が出ましたのも2月等の新聞あたりでですね、出たところなんですけども、詳細については私たちもですね、お聞きしてはいないというのが現状でございます。

○委員（鈴木田幸一君） なら、私が一番詳しくかことですかね。よかですか。

○委員長（亀田英雄君） 鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） 説明ちゅうかですね、それぞれの各地域ごととか、あるいは各役員ごととかに合わせてですね、説明会ばしてあります。市政協力員の方ば呼んであるとかですね、そういった形で説明ばしてあります。その説明もですね、手ば挙げて質問したわけなんですけれども、これは決まっているんですかというふうな質問したんです、まず。そしたら、もう一応、方向としては決まるとるという言い方されたんですよ。それで、それならば、私たちの意見は言われぬじゃないんですかて、むしろ、それば確認ちゅうかな、承諾することしかないんですかねっていう話ばしたところがですね、基本的にはそのようですねというごたる話なんですけれども、ただ、地元の要望としては、例えば、免許証の更新であるとかいうふうには、地域サービスをした部分については、この幹部交番所のほうに持っていこうと思うとりまして、まだ確定じゃないんですよ。いこうと思っておりますというふうなことで、要するに、幹部交番というのは、八代警察署の次に必要な交番ということでありますが、八代警察署とは違つて、格が下がるんですよ。だから、そのほうが初動体制にも、これ説明ですけれども、初動体制は、八代署、今は氷川署は氷川管内でしておりますけれども、これからは八代管内として氷川署は八代署のほうからも出ていくんだて。だから、初動はいいんだちゅう説明はしておられます。

ただ、やっぱ地元としては、あれと一緒になんですよ。例えば、この合併して、それぞれの支所があるじゃないですか。それぞれの決裁するのに、支所長を部長級に置いてないもんだから、一回一回決裁をとらぬばならんという、そういう手間があるし、そういう連絡のおくれちゅうとは、やっぱし否めない部分だと私は考えております。

これはぜひですね、やっぱし、地域要望としてはですね、本当に、警察署ちゅう形で、署長がおって、そこで何もかも検査するちゅう形をしとくならば、本当に体制なんかもですね、しっかりとれると思うんですよ。今まで以上ですね、やっぱし、今度は、建物も大きくなるし、もしかすると地位も上がって、人数もふやすんじゃないかちゅう期待ば地元は持ってたもんだから、やっぱし、交番という格下げの、格の下がった形になるということに対してはですね、相当な不安というかですね、もンば、聞くことが多いですね。

○委員長（亀田英雄君） 今の説明でよかですか、東坂課長。

○防災安全課長（東坂 宰君） はい。

○委員長（亀田英雄君） まちっと勉強してこぬば……。

○防災安全課長（東坂 宰君） 詳細につきましてですね、詳細な説明、規模がどれくらいになるとか、我々もいろいろと思っているところはあるんですよ。どういう、例えば、課を残すとかですね。地域課を中心なのか、あるいは、そういう今お話があった免許更新関連の部分を残すとかですね、その辺の説明は我々も受けたいところなんです、そういう詳細な説明まで至っていないのが現状です。

○委員長（亀田英雄君） 至っていないというのが現状ですね。

○防災安全課長（東坂 宰君） まだ、そこが、はい。決まっていないんじゃないかと思えます。規模にしろ、内容にしろですね。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。済みません。今、話聞いとってからですね、今、執行部のほうに、ちょっと説明聞きたかったんですけども、確認ですけれども、詳細な説明がされてないんですね、まだ。

○防災安全課長（東坂 宰君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、東坂課長。

○防災安全課長（東坂 宰君） 私が聞き及んできますところでは、そこまでの規模ですとか、残す業務の内容、そういう部分に対しては説明があってないと思います。あってないというふうに私は聞いております。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。何で、こういった話が出てきたのかというのは、やっぱり背景があると思うとですよ。やっぱり時代背景があって、山間部まで、からですね、市内のところまで、鏡のほうまでというふうな、その大きなところの中で、多分、住民の全体としての人数だったりとか、そういったものも全く関係ない話じゃないかと思うとですよ。何人に、どういった何人、警察を割り当てるかで、そういった、いろんな多分あると思うんですよ。そういったところの説明がない中で、これをちょっと審議するというのは、背景というのを聞かぬとちょっと。で、どんぐらい縮小するのかというのもわからないというような中で、ちょっと、審議するの、ちょっと難しいなというふうに思うとですけども。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） 小会、お願いできませんか。

○委員長（亀田英雄君） はい、小会します。

（午後0時57分 小会）

（午後1時09分 本会）

○委員長（亀田英雄君） 本会に戻します。

意見ありませんか。

○委員（笹本サエ子君） はい、意見を。

○委員長（亀田英雄君） 笹本委員。

○委員（笹本サエ子君） はい。この請願の趣旨は、氷川警察署をね、現在のところはもう古くなったから、新しいところにつくりましょういうて、もう土地も購入されてたわけですね。

それが今回、県警のほうで、幹部交番という形でね、やりましようてやってきた。交番でいえば、やっぱり警察と違って、ランクが落ちますよね。だから、やっぱり、地域の皆さんは、ぜひ警察署として残してほしいということをおっしゃっているわけだから、それは私は、やっぱり全うだというふうに思いますね。

そして、交番とは、もうはっきり言って、どんな設備しようとも、現在の氷川の警察署よりも人も少なくなるし、やっぱり交番ということになってしまうから、やっぱり、この請願の趣旨を捉えて、やっぱり、今、事件等も多くなっている中で、交番化はいけませんよということだと思います。そのことをやっぱりきちんとすることが、これから先の氷川警察署の拡充というかね、に、つながっていくんじゃないかなと思うので、それはやっぱり住民の皆さんの請願の趣旨をしっかり受けとめて、意見を上げたほうがいいんじゃないかなと思います。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） ほかに。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） やっぱり地元のですね、非常に地域に関係する問題ですんで、やっぱり、これはですね、八代市はやっぱり本当、もう少し、やっぱ積極的にですね、県のほう、県警だったりというほうに、やっぱ話を密に聞きに行くとか、説明を求めるべきだと思うとですよ、やっぱ。そのところはですね、やっぱ、抜かりなく、早く対応していただきたいというふうに思います。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。野崎委員と、ほとんど変わらぬとですけども、今、話が出たようにですね、市民の皆さんがもう非常に不安感を抱え込んでるというのは、もう間違いな

い事実だし、先ほどお話があったように、東陽村の死体遺棄だったり、鏡の殺人事件だったり、やっぱりいろんなことが足元で起きよるところで、やっぱ市民の皆さんは、そこに対しての一番の不安感があるわけだから、やっぱり執行部も、さっき野崎委員が言われたように、県警から出向されてるですね、あの職員さんも含めて、連絡密にして、それこそ、教えらっさぬ、情報出さっさぬじゃなくて、いやいや、それでもそれでもということで、少し、やっぱり足しげく通ってですね、そこはしっかり聞いてきなってから、また住民の方にも相談していくべきだというふうに思います。で、そこは要望しときますけど、やっぱ、これはもう真意を酌み取ってですね、私は採択でいくべきだと。これが逆に足がかりになれば、市長、町長、町議会がもう動かれてるちゅうことですから、市議会としても、これは採択として、足がかりにするべきだというふうに考えます。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） なければ、これより採決いたします。

請願第1号・氷川警察署の存続を要望する意見書の提出方については、採択と決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（亀田英雄君） はい。挙手全員と認め、本件は採択とすることに決しました。

ただいま採択と決しました本請願は、意見書の送付を求めたものであります。

ついては、本件を審査した立場上、私どもで発議する必要があると思いますので、当委員会のメンバーで発議することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） はい。それでは、そのように願います。

案文につきましては、事務局と調整することとし、後日、発議の手続をとらせていただきます。

なお、趣旨弁明はどなたにお願いいたしますでしょうか。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） はい。それでは、そのようにいたします。

以上で、請願・陳情の審査を終わります。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

○委員長（亀田英雄君） お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） はい。御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

・行財政の運営に関する諸問題の調査

・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長（亀田英雄君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査、以上の2件です。

当委員会の所管事務調査について、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） 以上で、所管事務調査2件についての調査を終了いたします。

○委員長（亀田英雄君） 次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

所管事務調査2件については、なお調査を要

すると思いますので、引き続き、閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） はい。御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全て終了いたしました。

これをもって、総務委員会を散会いたします。大変お疲れさんでした。

（午後1時14分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成25年6月20日

総務委員会

委員長